



平成 20 年 第 3 回  
豊 頃 町 議 会 定 例 会 会 議 録



自 平成 20 年 9 月 18 日

至 平成 20 年 9 月 26 日

豊 頃 町 議 会

# 平成20年第3回豊頃町議会定例会会議録（第3号）

平成20年 9月26日（金曜日）

## ◎議事日程

日程第 1		会議録署名議員の指名
日程第 2	請 願 第 2 号	農業用生産資材高騰等に関する請願書（請願審査報告）
日程第 3	陳 情 第 1 5 号	J R 不採用問題の早期解決を求める意見書の提出を求める陳情（陳情審査報告）
日程第 4		一般質問
日程第 5	意見書案第 7 号	道路整備に必要な財源の確保に関する意見書
日程第 6	意見書案第 8 号	新たな過疎対策法の制定に関する意見書
日程第 7	意見書案第 9 号	北海道開発局の存続を求める意見書
日程第 8	意見書案第 1 0 号	帯広測候所存続・拡充に関する意見書
日程第 9	意見書案第 1 1 号	原油価格高騰に伴う経済安定化への早期対策を求める意見書
日程第 1 0	意見書案第 1 2 号	国が直接事業を行う国営土地改良事業制度の存続に対する意見書
日程第 1 1	意見書案第 1 3 号	社会福祉法人が経営する福祉施設の安定経営実現を求める意見書
日程第 1 2	意見書案第 1 4 号	J R 不採用問題の早期解決を求める意見書
日程第 1 3		議員の派遣
日程第 1 4		委員会の閉会中の所掌及び所管事務調査の申し出（議会運営委員会、総務文教常任委員会）
日程第 1 5		会期中の閉会

◎出席議員（9名）

1番	藤田博規君	2番	松崎政利君
3番	菅谷誠君	4番	森一彦君
5番	大崎英樹君	6番	大谷友則君
7番	長谷川勝夫君	8番	津久井精一君
9番	小野木英毅君		

◎欠席議員（0名）

◎出席説明員

町長	宮口孝君
副町長	石田貢君
教育委員長	村中健吉君
教育長	菅原裕一君
代表監査委員	山口浩司君
総務課長	熊野幸雄君
会計管理者兼 出納税務課長	吉村進君
地域住民課長	田中啓喜君
福祉課長	和田宏樹君
産業課長	金川正次君
施設課長	石塚周二君
教育委員課長	山本芳博君
農業事務局長	友重誠一君

◎議会事務局職員

事務局長	佐藤潤君
庶務係長	渡辺良英君

◎ 開会宣告

- 小野木議長 ただいまから、平成20年第3回豊頃町議会定例会を開会します。

◎ 開議宣告

- 小野木議長 これから本日の会議を開きます。  
本日の議事日程は、お手元に配布のとおりです。

◎ 行政報告

- 小野木議長 次に、町長から行政報告の申し出がありましたので、これを許します。  
宮口町長。

- 宮口町長 行政報告をさせていただきます。

都市間特急バスの減便及び運行ダイヤの変更についてであります。

ご承知のとおり、本町の生活交通路線でありました十勝バス株式会社によるバス運行路線の浦幌線が、乗客数の減少から、昨年3月31日をもって廃止されたところ  
であります。

それに伴い、同年4月1日からは、くしろバス・十勝バスで共同運行している都市間特急バス「すずらん号」を代替路線として、町内4カ所に停留場を設置し、帯広への通院等町民の足として皆さんにご利用いただいているところであります。

しかし、昨今の燃料価格の高騰、バス利用者が非常に少なくなって、伸び悩んでいる現状から、くしろバス・十勝バスともに運行経費が嵩み、両バス会社の経営を圧迫している要因の一つとなっております。

したがって、本年11月1日から、現在1日4往復を2往復に減便するとともに、運行ダイヤを変更し、会社経営の健全化に努めたい旨の申し出があったところであります。

これを受けまして、本町は9月19日に十勝バス株式会社との協議を行い、運行経費や利用者数などの現状や今後の対応について説明いたしました。

本町といたしましては、現行の1日4往復の確保について強く要請してきましたが、何といたしても本町の負担すべき財政的負担など。さらには両バス会社の厳しい経営事情などを総合的に判断をし、非常に残念であります。会社の計画通り実施せざるを得ないような形になったわけでありませう。

なお、減便や運行ダイヤ変更の住民への周知につきましては、10月1日発行の役場だよりでお知らせするとともに、新ダイヤとなります運行時刻表を全戸に配付いたしまして、周知を徹底し、町民の方に理解を求めてまいりたいというふうに考えております。

以上で行政報告を終わります。

- 小野木議長 これで行政報告は終わりました。

◎ 教育行政報告

- 小野木議長 次に、教育委員長から、教育行政報告の申し出がありましたので、これを許します。

村中教育委員長。

●村中教育委員長 教育行政報告をいたします。

学校給食における「事故米穀」を含む疑いのある食品加工等の使用状況についてであります。

「三笠フーズ」の事故米不正転売に端を発した給食用加工食品への原料混入に関し、農林水産省はじめ関係省庁が流通経路等の詳細調査を進めているところであります。

9月22日、北海道教育委員会通知によって確認調査したところ、学校給食センターでは平成19年10月10日の「手づくり厚焼玉子」（413食）と平成18年8月23日の「ほうれん草ゴマ入厚焼玉子」（342食）の2回、使用していることが判明いたしました。

これらの「厚焼玉子」製品は、島田化学工業株式会社（新潟県長岡市）がカビ等の付着した事故米を混入し製造した「米でんぷん」を原料として、すぐる食品株式会社（東京都目黒区）が製造した加工食品で、それを帯広の業者を通じて仕入れ、町内の小・中学校、保育所の給食として提供したものです。

すぐる食品株式会社によると「厚焼玉子」に含まれる「米でんぷん」の混入量は0.7%としています。

この措置でございますが、当初発表された卵商品総体の数値でございまして、昨夕の新聞報道等によりますと、手づくり厚焼き玉子に2.2%、ほうれん草ごま入り厚焼き玉子に2%含まれていたと報じられております。

幸い、これら給食の提供に起因すると思われる健康被害等はなかったものと判断しているところでありますが、このことは、子どもたちの健康にかかわる重要な問題であると捉え、保護者をはじめ町民の皆さまにさらなる不安が生じないように対処してまいります。

これらの情報と使用状況を9月24日、校長会議において説明するとともに、各小・中学校及び保育所保護者の皆さまに事実経過をお知らせしたところであります。

今後、関係省庁及び北海道教育委員会と密接な連絡をとりながら、調査情報の提供を受け、一層の安全・安心な給食を提供するよう万全を期してまいり所存であります。学校給食の提供において、加工食品の使用を全く無くすることは不可能な状況でもあり、食品の安全確保における国の法律、制度の強化と企業モラルの徹底が図られるよう求めていくことが必要であると考えているところであります。

大変ご心配、ご迷惑をおかけしておりますが、以上報告申し上げます。

●小野木議長 これで教育行政報告は終わりました。

#### ◎ 会議録署名議員の指名

●小野木議長 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第118条の規定によって、8番津久井精一議員及び1番藤田博規議員を指名します。

#### ◎ 請願第2号

●小野木議長 日程第2 請願第2号 農業用生産資材高騰等に関する請願書の件を議題とします。

本件について、委員長の報告を求めます。

松崎産業厚生常任委員長。

●松崎産業厚生常任委員長 請願審査報告書。

本委員会に付託された請願を審査した結果、次のとおり決定したので、会議規則第94条第1項の規定により、報告します。

記。

1、請願受理番号。

請願第2号。

2、付託年月日。

平成20年9月18日。

3、件名。

農業用生産資材高騰等に関する請願書。

4、審査の結果。

採択すべきものと決定。

5、委員会の意見。

農業用生産資材の高騰は、農業用生産資材の高騰は、農業経営を圧迫していることから、我が国農業の持続性と食料の安定供給、農村の維持を図るためにも、高騰対策は重要と考えることから、願意妥当としたものである。

以上。

●小野木議長 これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

(なし)

●小野木議長 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(なし)

●小野木議長 討論なしと認めます。

これから請願第2号を採決します。

この陳情に対する委員長の報告は採択とするものです。

お諮りします。

本件は、委員長の報告のとおり、決定することにご異議ありませんか。

(異議なし)

●小野木議長 異議なしと認めます。

したがって、請願第2号は、委員長の報告のとおり、採択することに決定しました。

◎ 陳情第15号

●小野木議長 日程第3 陳情第15号 JR不採用問題の早期解決を求める意見書の提出を求める陳情の件を議題とします。

本件について、委員長の報告を求めます。

松崎産業厚生常任委員長。

●松崎産業厚生常任委員長 陳情審査報告書。

本委員会に付託された陳情を審査した結果、次のとおり決定したので、会議規則第95条の規定により報告します。

記。

1、請願受理番号。

陳情第15号。

2、付託年月日。

平成20年9月18日。

3、件名。

JR不採用問題の早期解決を求める意見書の提出を求める陳情。

4、審査の結果。

採択すべきものと決定。

5、委員会の意見。

国鉄が分割民営化され、JR各社に移行され、20年の歳月を経て、今なおJR不採用問題が解決していないことは、誠に憂慮すべき時代であると考えことから、願意妥当としたものであり。

以上。

●小野木議長 これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

(なし)

●小野木議長 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(なし)

●小野木議長 討論なしと認めます。

これから陳情第15号を採決します。

この陳情に対する委員長の報告は採択とするものです。

お諮りします。

本件は、委員長の報告のとおり、決定することにご異議ありませんか。

(異議なし)

●小野木議長 異議なしと認めます。

したがって、陳情第15号は、委員長の報告のとおり、採択することに決定しました。

#### ◎ 一般質問

●小野木議長 日程第4 一般質問を行います。

通告順により、1項目ごとに発言を許します。

通告順番1、5番大崎英樹議員。

●大崎議員 一般質問の通告を2件ほどいたしております。

まず最初に、十勝1市構想、市町村合併と広域連携について、この項目における内容について、3点ほど触れさせていただきたいと思っております。

まず、十勝1市構想と広域連携についてでございますが、十勝1市構想は、平成17年からおおむね10年以内を目標に進んでいると理解しており、本町としても、十勝1市構想とかかわる市町村合併についての考えをも同時的に進めるべきと思っております。

なお、十勝の19市町村が同じ立場で新たな広域連携の拡大に向けて、取組みと検討を進めるとのことです。

残すところ、2カ年の時限法でもある合併特例法の制度運用面にも、北海道庁としても急を要しているはずです。

これらもことを前提と方向性を持って、平成21年度が最終年の第3次総合開発計画を指標とする中における十勝1市構想や、広域連携業務が取組まれているのかどうかを、まずお伺いしたいと思います。

●小野木議長 答弁、宮口町長。

●宮口町長 答弁をさせていただきます。

十勝1市構想と広域連携についてでありますけれども、十勝の1市構想は、大崎議員が今申されたとおり、北海道が平成17年6月に開催した町村合併支援本部会議において、市町村合併構想の策定手順及び策定方針を示しました。

北海道町村会がこの合併推進構想に、各町村の自主的な考え、反映をさせるべく、それぞれ支庁ごとの町村会で、自治のあり方について、青写真を、つまりグラウンドデザインを検討し、十勝町村会は平成18年に北海道町村会に続いて、北海道知事に上申しているところでございます。

グラウンドデザインの内容等につきましては、ご承知のことと思っておりますけれども、現行の合併特例法の期限である5年以内においては、消防、介護保険、税の滞納整理、国民健康保険の4項目と、それ以外でも広域連携を進め、その中で機運が高まれば、個別に合併協議を進めるというものであり、5年以降の中長期的な進め方としては、十勝1市計画の策定推進のために、委員会を設け、行財政のシミュレーションを行い、おおむね10年以内に十勝1市の実現を目指すところとなっております。

しかし、本構想の実現は、2町や3町による合併協議とは比較にならないほど調整課題が山積みしており、10年以内の実現は厳しいものと考えられるところでありますけれども、これからの論議や個別合併の機運が広域連携の取組みを高めることにつながり、将来は十勝1市の実現につながるものと期待しているところでございます。

また、前段申しあげました広域連携の推進状況の中から、税の滞納整理に関しましては、平成19年4月1日にその機構が設置され、大きな成果を上げているところでございます。

また、平成20年8月12日には、十勝町村会、十勝圏複合事務組合、十勝支庁、帯広市の4者で構成する十勝圏広域連携推進検討会を設置し、介護保険や国民健康保険、さらには消防の広域化、新たな広域連携として、職員の研修、公共施設の連携などを、5区分とさらに14項目の連携について、協議が進められているところでございます。

したがって、私どもの第3次総合計画との絡みにおきましては、今申しあげましたとおり、その内容については、3次計画では大きく触れておりませんが、これからそういったメニューに十分配慮しながら、本町が自主自立の道を歩む上でも、大変関連が深いかなというふうに考えております。

したがって、十勝の1市構想と本町の第3次総合計画の内容につきましては、一部競合するというか、そういうものを取り入れるところもありますけれども、今の段階では、別に本町独自で計画を進めているところでございます。

●小野木議長 大崎議員。

●大崎議員 今の答弁の中で、再度お聞きしたいわけですが、本町の第3次総合開発計画の中においては、ただいまの十勝1市構想と広域連携については、十分ではないけれども、それらについては、少し触れているというような答弁でございましたが、私はこれを、その第3次総合開発が残すところ、もう基金が少ないと、こういう中におけるこの今町長が答弁説明されたような期間の中で、どの程度この本町の将来のまちづくりの中に、基本となる総合開発計画の中に、決定的な内容は別かもしれませんが、そういう十勝全体の動きの中の町村会の動き、あるいは広域連携を進める中の各部の取扱いというものが、ここ数年前から進められていたことについて、将来的なことを含めて、この3次でどの程度までそれを取り入れたのかなというところを、具体的にお聞きしたいわけですが、その点について、町長いかがですか。

●小野木議長 答弁、宮口町長。

●宮口町長 特に第3次の総合計画の中にも示してありますけれども、東十勝消防事務組合の将来の問題、さらには北海道町村議会議員の公務災害の保障だとか、そういったもの、そのほかには産業・保健・医療・福祉などさまざまな分野で将来広域を進める可能性が高いものについては、3次の方にも計画しておりまして、先ほど申しあげましたとおり、3次はあくまでも本町が自主自立の道を進む上で、財政負担のかからないような方法、広域できるものを積極的に広域化する考えで盛り込んでおります。

●小野木議長 大崎議員。

●大崎議員 取組む姿勢については、そのように理解をさせていただきますが、先ほど、1回目の質問のときに、十勝町村会が取りまとめた事項というのは、5区分と14項目というふうに聞き取りましたが、これについては、帯広市にこれを提案したということについては、どういう帯広市の位置付けでこれらの5区分と14項目を出されたのか。

その辺は他の町村については、例えば、将来の十勝1市を含む広域連携において、方向別にはそういう内容というのは出なかったのかというところはいかがですか。

●小野木議長 答弁、宮口町長。

●宮口町長 項目別等の事務協議については、副町長のクラス、さらには担当課長のクラスでそれぞれ検討を重ねております。

町村会の首長会議の中では、ある程度まとまった段階で報告を受けていますので、私の方としては、内容は決済で見ておりますけれども、例えば、先ほど申し上げました新たな広域連携として、その5区分の中に、職員の研修、公共施設の連携。ほかに行政委員会だとか、各種電算システム、福祉環境などなどがあります。

さらにその中身の中に、14項目の連携を提示しております。

したがって、内容等につきましては、また、担当課長なり副町長の方から、ご説明申し上げます。

●小野木議長 答弁、石田副町長。

●石田副町長 私の方から説明をさせていただきたいと思います。

本年の8月の12日に、十勝圏広域連携推進検討会議、これが先ほど町長の答弁にもありましたとおり、帯広市、十勝町村会、十勝圏複合事務組合、十勝支庁、この4者によって設立をされたところであります。

この検討会議の前が、町村会で副市長、副町村長、これらによりますグラウンドデ

ザイン小委員会という検討会議を設置いたしまして、協議をしていたわけでありませう。

ただいまの5区分14項目であります、これら短期間で取組めるもの。

また、中長期で取組めるものを区分をいたしまして、帯広市と協議を重ねてきたところでもあります。

なかなか十勝19市町村が一体となって取組むというふうになりますと、相当時間を費やせる協議がありまして、帯広市がなかなか理解をしてくれない。そういう事務内容もございました。

そういう中で、8月のこの12日に、ただいま申し上げました広域連携推進検討会議、この会議が設置されたことによりまして、帯広市が積極的に立ち上がっていただいて、そういう中で、今、5区分の14項目であります、職員の研修、講習、行政委員会等、それから、公共施設、各種電算システム、福祉環境、これらが5区分であります、また、さらにこれに関連しました関係項目としまして、研修全般、公務ヘルパー養成、公平委員会、固定資産評価審査委員会、情報審査会、火葬場の設置、戸籍事務コンピュータ化、教育委員会監査委員、施設全般、町営牧場の管理、障害者の支援、ごみ収集業務全般ということで、14項目、これらの広域行政事務にわたります、帯広市と今協議をしている最中であります。

この下に、最近できましたが、準備会というものを設置されまして、この中で事実的な事務協議を現在進めている段階であります。

今、始まった段階でありますので、これから随時、取組めるものから協議が進められていくと思えます。

また機会がありましたら、議会の方にも、その都度報告をさせていただきたいというふうに考えております。

●小野木議長 大崎議員。

●大崎議員 非常にその5区分と14項目についての内容については、今、副町長の答弁の内容で理解いたしました。

非常に十勝民意の町民、市民、村民含めて、今の14項目当りは、生活圏の中では密着した事項ばかりなかなと、こういうふうに思いますし、あるいは、ITを使う電算処理事務、これについても現状に対して、なお内容的に拡大していこうという総合的な項目が取り込まれているのかなというふうに思って、将来的に非常に期待したいというふうに思っていますが、十勝圏広域連携と、あるいは、十勝1市というこの何となく十勝1市を構想として想定していく中に、段階的にこの広域連携を進めながら業務というのは、徐々にそういう構築をされているかの考えがするわけです。

ですから、町長は、先ほどの説明の中で、広域の中の一部はもう5年を期間として進めていっていますよと。

そして、本町の総合開発の中にもそれは取り入れているのですよということについては、理解はできるのですね。

そうすると、もう1段ステップを上げたときに、では、おおむね10年以内の十勝1市構想の中に、もう階段とすれば、あと5段、1年を1段とすれば、あと5段でどうか、十勝というのは1市に見えるなという期待を持つのですが、その辺はいかがですか。

●小野木議長 答弁、宮口町長。

●宮口町長 北海道の町村の合併比率が非常に低いということで、新聞なんかでも指摘をされておりますが、それぞれの町村に歴史文化がありまして、なかなか十勝1市になって、町村が同じ方向に向くことが非常に厳しい。しからば、何を選択するかというと、今言ったとおり、お互いに共同でできるもの、広域でできるものを積極的に進めて、少しでも十勝を一つにする踏み台として、実際に現在進めております。

したがいまして、これらが加速されますと、10年後ぐらにはある程度めどがつくかなというふうに思っておりますけども、なんといっても最終的に残るのは、その町の財政指数が一番ネックになるのではないかというふうに思っております。

今、広域でやれるものは広域でやって、それぞれ町村の負担を軽くして、行政効率、を上げておりますけども、今後、何といってもそういった意味では、きちっとした姿勢で取組まないと、そういった流れに乗り遅れるといいでしょうか、非常に合併するときにもネックになるかなというふうに思っております。

今後は広域とともに、第4次計画の中に折り込みたいと考えておりますし、できる限り行政経費を節減しながら、我が町の自立を守りたいというふうに思っております。

●小野木議長 大崎議員。

●大崎議員 ただいま、町長の答弁の中身で触れておりましたが、平成の大合併で、私がいろいろと資料等を見ている中においては、道内では全国の合併率から見ると、非常に低いのだということを、今、触れておりましたが、そのとおりだと思ひまして、私なりに調べてみましたら、全国の平均が45%、道内ではたった15%しかそれについてはなされていなかったという、こういうことから、先ほども触れました北海道庁としても、これはただ単なる市町村再編ばかりでなくて、十勝1市を標榜している十勝圏については、それらについて非常に条件等がほかの市町よりも整っているびでがないのかなという、そういう布石から、このような、できれば道州制も積極的に進めながら、十勝1市というものを他の道内の市町村のモデルとして、その辺は期待をしているのではないかなという、これはあくまでも想定の部分もありますが、そういうことについての町村会では、お話としては出ているのかどうかというところを確認させていただきたいのですが、いかがですか。

●小野木議長 答弁、宮口町長。

●宮口町長 合併率につきましては、今、大崎議員おっしゃるとおり、本当に全道が15%、さらに北海道の中でも十勝はご承知のとおり、1カ所、忠類と幕別が合併した程度で、ほとんどが合併を目前にして、なかなか合併に踏みきれないのが現状でございます。

したがいまいて、今まで合併した全国数多い中でも、本当に合併してよかったと、町民が安心して暮らせるという声がなかなか届かない。

逆に合併して非常に苦しんでいる。不便になったということすら聞こえてきておりまして、十勝の町村会の中でも、そういった意味では合併については、少し距離を置いている感じでございます。

したがいまして、合併された十勝管内の首長の話でも、なかなか合併されても思うようにはいかないし、まして、国が合併当時の条件をきちっと守っていただけないというようなことも聞いておりますので、合併についての検討はもちろん、他町村と足並みを揃えながら、広域を進めなつつ合併に向かいますけれども、まだまだ自立の力

がある限り、そういった意味では、豊頃町としては自立を目指したい。

頑張っていきたいというふうに考えております。

●小野木議長 大崎議員。

●大崎議員 もう少しこの十勝1市構想に対して、この広域連携というのが、どうしても私は、それらについての考え方を一体として考えるべきだという、底辺でそういうものを私は持っていて、そのことにおける具体的なことを質問させていただきたいのですが、先ほど、副町長からも準備会についての話もございました。

この検討会からそういうような準備会に、移行するというのですか、内容を吟味するとか、検討する。もっと具体的な組織体に改めるというような意味だと思うのですが、その中において具現化している広域化、これについて質問いたしますが、消防行政というのは、これは十勝圏の消防広域連携推進協議会というのが、18年の4月にできているようであります。

このことから併せて、今、副町長が答弁していただいたこのことは、進んで成長していくその組織が、20年の9月、今月ということに、一応、理解しているのですが、このことについては間違いありませんか。

●小野木議長 答弁、石田副町長。

●石田副町長 平成18年の6月に、消防組織法の一部改正がされまして、翌7月に市町村消防広域化に関する基本方針が示されたところであります。

19年度に入りまして、北海道では消防広域化推進計画を20年の3月に策定をいたしたところであります。

また、十勝圏域常備消防の広域再編に向けた調査研究がされまして、20年3月にこの同じ月であります。研究報告書が出されております。

これを受けまして、平成20年8月に、十勝圏広域連携推進会議検討会議が、先ほど申し上げましたように、設置されました。

その中に、新たな検討体制をつくることとして、今度の進め方についての協議を行うために、十勝圏消防広域連携推進協議会を設置いたしまして、この下に、先ほど申し上げました準備会、これを設置しております。

平成21年度からは、新たな協議組織を設置しまして、これは事実上、地方自治法上の組織になりますが、これら組織を設置いたしまして、進めていくというような、今のところこのようなスケジュールで進めております。

●小野木議長 大崎議員。

●大崎議員 ただいまの答弁で、理解はしておりますが、この極めて具体的な広域業務の連携が、この平成20年の9月には、今、答弁ありましたように、十勝圏の消防広域連携推進協議会というものが、準備会という名称に置き換えて進めていくということについての確立性、確立性ということ、十勝の消防の広域が、より具体化しますよというところの作業の再編だと思うのですね。

これを目標としては、いつまでこの消防の広域連携の再編が確立するかということについては、いつまでですかということをお聞きしたいのですが、いかがですか。

●小野木議長 答弁、石田副町長。

●石田副町長 今後の方向性といいますか、今後の対応がどのように変わっていくのかということでありまして。

今、お話申し上げました十勝圏消防広域化推進協議会を設置しまして、これによっ

て、準備会の中で事務局を設けて作業を進めるような形になります。

この中で、当面、広域化案を作成することになりますが、これは時期的には平成21年度、22年度、この2年間で広域化案を作成すると。

その後につきましては、平成23年度になりますが、法定協議会、仮称であります、十勝圏広域消防設立準備会、これを設置いたしまして、広域消防運営計画を作成する運びとなります。

また、平成24年度につきましては、この広域消防運営計画を作成した後に、19市町村の議会に諮りまして、承認をいただくようなこととなります。

これが平成24年度であります。

この議会で承認をいただいた後に、北海道知事に広域消防組織の申請を行いまして、広域消防本部が設置されると。

これにつきましては、現在の、先ほどから申し上げられております特例債を受けられる期限の平成25年3月末までの期間で届出を終了するような形という、この今の段階では、このような計画で作業を進めるようなことで今、行っております。

●小野木議長 大崎議員。

●大崎議員 非常に期待の持てる、形態というか、方針ではないかなということで、非常に安心をしたわけですが、このように、十勝1市構想というのは、部分であるけれども、広域連携という名を連ねて、一つずつそういうふうにならなくなって、この将来的に十勝が一つになりそうだというその兆しが、ここで私は確認をさせていただいたわけでありまして。

したがって、そういうことについて、今後もそのことを一つのステップとして、十勝1市というものは、将来的に、先ほど町長の答弁のとおり、10年をめどにステップアップしながら、そういうことででき上がっていく。

そういうことに期待をしたいなど、こう思っております。

次に、2番目の内容に、この全体の中から触れさせていただきませんが、自主自立を目指す方向としての、その整合的な考え方というのは、これで今の答弁の内容で非常にわかりよくなってまいりましたが、それらの中で、実態として町民の本町に生活基盤を計画すべき恒久的な、そして安定的な目標として、これらのどこにその期待や将来方向というものを希求したらいいのかなど。

本町の町民ですよ。

町民として、そのような恒久的に安定的なそういう期待感というものを求めて、町民はいると思います。

よかったなど。消防はそういうふうになるのだなど。

であればというようなことから、この自主自立を、今、第3次総合開発計画を基盤として進めてきた中におけるその町民の期待感というものについては、町長、どのように考えたらよろしいかというところを触れていただきたいと思います。

●小野木議長 答弁、宮口町長。

●宮口町長 まず1点、消防の関係ですけれども、今、副町長が申し上げたとおり、そのような計画になっておりますけれども、私は若干、消防の広域化については異論がございまして、まだ正式に町村会の議題にはなっておりませんが、事務的にはある程度進んでおります。

私はそういった意味で言ったのは、通信網の広域化は、これは消防ですけど問題は

ありませんけども、特に本町は、十勝川を抱え、大津の海岸線を抱えている地理的条件の中で、消防組織の中、特に危惧しているのは、人員の配置でございます。

どうしても人口規模、面積規模で配置基準が定められると、山村地帯の同じような人口規模と、本町のように川が縦断し、さらに海を控えている地域では、単純にそういった単純な基準で、人員配置されるということであれば、私は以前からもこの問題に関しては、異論なり反対をしてきているところでございます。

したがいまして、通信網の広域は良しとしますけれども、特殊性を考慮しないままに人員まで削減されるということになると、大変なことになります。

やっぱり災害対策のひとつは、人的対応が重要となります。

ボタン一つ、通信の確保のみで火を消すことはできません。安全に避難誘導することもできないわけで、特殊な条件等を考慮する中でやはりそこにはそれなりの人員を配置していただきたいというのが、私の願いでありまして、これから町村会の方に、それぞれの草案が挙がってきたときには、私は声を大にして、我が町の地理条件を訴えていきたいというふうに考えているところでございます。

それから、ただいまの将来にわたっての自主自立の件でございますけども、何が町民が夢を持って、ここに住んだらよろしいかなという端的な、そういった意味の質問かというふうに捉えておりますけども、ただ、非常に人口減で各企業、農業、漁業も大変厳しい環境に置かれているのは、私の町ばかりでなく、他町村も同じような形だと思いますけども、極端に言えば、これから基礎自治体の枠組みが国として明確に出たならば、非常にその私の町、5,000を切る小さなところは、団体自治、住民自治の機能が危ぶまれる可能性も出てきております。

非常に暗い話ですけども、そういったこととともに、将来、8月に北海道未来総合研究所が発表した人口推計によりますと、235年には、本町は2,000を切る人口になるのでないかという本当に寂しい報告がしているわけでありまして。

たとえ人口が減りまして、十勝1市構想に向けて努力している期間は、少なくとも財政的にきちっとした健全財政を守りながら、それぞれ町民なり議会の皆さん方に、ご理解、ご協力をいただきながら、行政を担当していきたいというふうに思っております。

ただ、自主自立の件につきましても、非常に財政的な要因が多きいので、これらについても、先ほど申し上げましたとおり、安定健全化を進めていかなければならないというふうに思っております。

●小野木議長 大崎議員。

●大崎議員 非常に現況から、そして、今の発言の内容からいきますと、自主自立ということと、前段の話の中の整合的なところが非常に難しいのだろうなということは承知して、私、お聞きしているのですが、片方では、そういうその十勝の最終的な合併、1市ということの合併を考えながら、徐々にそういうような業務を積み重ねていて、それでその過程においては、自主自立というものを追求される。

町民から期待されるということについても、非常に執行者としては難しいだろうということを、あえて私は、その辺を予想して、このタイトルを書き上げて、それを臨んでいるのですが。

このことについての整合性を正して、それでどうだということではなくて、その辺の苦労をどう全体の、町全体のものにしていくかというところを考えていただきたい

というふうに、私は思っているわけでありませぬ。

したがいまして、先ほどの前段の質問の内容と重複するかもしれませんが、そういうことを含めて総合的に、この大きな1項目の質問については、次の質問をして終わりたいと思いますが、そのそういうことから、次期総合計画というものは、この反省のもとに、実態を見て、あるいは実績を見て、そして、成果評価をして、それについての10年の流れの中のいろいろとその現象面が発生したことにおけるローリングという見直しもあったと私は思うわけですが、これらの第3次総合開発計画、今述べた今までのやりとりをしている中におけることを参考に、次の総合開発計画10年間というこの期間の中で、将来像と書いていますが、そういうものについて、執行される町長としては、この第4次になるのですが、総合開発計画にどうこれを取り入れていくかと。私はそれはこういうことだという回答を、ビチッとつくることも大事なのですが、今、こういう過程にはありますよと。十勝1市構想というのは動いています。

それについては、広域行政というものを連係とってまいりました。まいりますと、そういうことも含めながら、いわゆる実態と想定と、それから、見込みというものを含めた、そういう次期総合開発計画というものを、やはり立案するべきでないのかなというところで、その辺も若干参考の質問、今後かもしれませんが、そういうものを感じ取っていただいて、そこに町長の10年度の考え方は、やはりこうあるべきかなというところを、現在の考え方をお聞かせいただきたいなと、こう思います。

●小野木議長 答弁、宮口町長。

●宮口町長 大変難しい問題ですけども、町長は4年に1回、町民の選択を受けるわけでありまして、できればその4年なら4年間どうなるのだろうというような形でまちづくりを考えたいぐらいなのですが、そういった意味では、本当に将来進めてどうなるかと。なかなか現状では、将来の予測は非常に難しいものがあるかと思ひます。

ただ、私町長にさせていただいてから4年を迎えておりますけども、やはり何といても行政改革の名を借りて、必要なものまで、切ったり、また壊したりすることは非常に危険だなというふうに思っております。

それぞれ厳しい財政事情を抱えて、それなりの財政支出カットはこれはやむを得ないと思ひますけども、やはり残すものやっぱりきちっと残していかなければ、町そのものの形態が、バランスがとれなくなるかなというふうに思っております。

余談になりますけども、過日、二宮のお祭りに参拝してきました。

非常にその地域の文化といひましようか、歴史を物語るのでしょうか。獅子舞が5代ですか。続いておりまして、それは地域に根ざした本当のすばらしい文化だというふうに思っております。

やはり、町としてもこういうものが、財政的支援は別としても、温かくやっぱり見守らなければならないなというふうに感じてきたところでございます。

したがいまして、これから10年後のまちづくりは、何といてもそういった小さな暖かい歴史を大事にしながら。本当に豊頃に住んでいて、この町は何もないけど、自然がすばらしいということだけでも思ひていただけるようなまちづくりをしたいというふうに思っております。

特に孔子の論語ではありませぬけれども、近くの者喜び、遠きの者来る。そういった政治、まちづくりを進めていかなければならないというふうに思っております。

非常に難しい問題で、漠然としておりますけども、やはりその中には、そういった

小さな文化、さらには人口を増やすことがなかなか難しいことではありますが、小さな子どもたちの環境、それから、お年寄りたちの環境をきちっと整備していかなければならぬというふうに思っております。

本町でも高齢化が進み、限界集落が発生する今日であります。

特にそういった社会的に立場の弱い地域については、できるだけ積極的に支援をしてまいりたいというふうに思っております。

以上が私のまちづくりにはなりませんけど、そういう考えで行政を、町を運営したいというふうに思っております。

●小野木議長 大崎議員。

●大崎議員 それでは、通告しました第2項目に触れさせていただきます。

通告しておりますように、株式会社北海道エコシスという企業の進出についてでございますが、これはいろいろと議会にも、過去においては資料が提示されまして、それに基いての話になると思っておりますが、この企業進出、非常にいろいろと社会的に一時は何か敬遠されたような業種、業態ではあったのですが、今の時代としては、それはあくまでも国民や町民や、あるいは市民のそういう危険性というものは、極めて希薄になっているし、完全無欠なものだというふうな認識を非常に研究され、そして認知されているというふうに思っております。この本町に18年の6月30日に、町有地の取得要望があって以来、やはり町民は今か今かとそれらについての企業進出の望むことを首長く期待しているところではないかというふうに、私は感じているところであります。

したがいまして、この町有財産の売り渡しが終わった時点から、この計画というのは、どのように推移しているのかというところが、これは企業ですから、申し上げますと、当然のことなのですが、表に出せる事項と、それから、まだまだこれについては、慎重に進めなければいけないというような企業の内容というものについては、十分私は理解していますし、当然のこととそう思っておりますが、期限がややもすると、発表された町民の期待の時期から、おおよそ3年かかって、いわゆる経過しております。

それによって、ここでやはりもう一度その辺の内容について、説明いただきたいと、こういうふうに思います。

●小野木議長 答弁、宮口町長。

●宮口町長 答弁申し上げます。

株式会社北海道エコシスには、ご承知のとおり、昨年議会の議決をいただき、土地を売却いたしました。

昨年の4月19日に、所有権の移転登記を完了しているところでございます。

その後の関係ですけれども、施設の基本計画、ボーリング、測量調査、基本実施設計に着手して、平行して河川協議を重ねてきております。

昨年6月から約1年間実施してきました生活環境調査、いわゆる廃棄物法の環境アセスメントでありますけれども、この春に終了いたしました。

大津漁業協同組合、漁連環境部、汚水協会など、関係機関への計画説明を行っており、本年8月5日には、町との公害防止協定を締結したところでございます。

現在は、支庁との事前協議を行っているところと聞いておりますが、平成21年2月までには協議が終了し、同年3月には、設置許可申請書を知事宛に提出する予定で

あります。

申請書を提出後は、告示、縦覧、さらには専門委員会の意見を徴収し、順調に作業が進みますと、平成21年7月末には設置許可がなるものと見込んでいるようでございます。

特にこういった許認可の問題については、支庁なり道内部の審査機関がありまして、なかなか企業が思うようには計画通り進まないものですが、特に廃棄物関係に関しては難しいというふうに考えております。

さらに、本処理施設は平成22年から平成31年までの10年間の計画となっております。

施設設計・工事につきましては、設置許可後、平成21年8月初めごろに着手し、平成22年2月ごろに完成する見込みでございます。

また、事業については、平成22年の3月に、仮称環境評価委員会を設置するなど、準備期間を経て、4月から供用開始を目指して頑張っているところでございます。

なお、本処理施設の設置許可申請とは別に、町道からのアクセス道路及び河川改修については、河川協議等は既に終了していることから、本年10月に工事を着手し、12月後半には完成する目処となっております。

以上が、産業廃棄物処理に関しての、会社から報告を受けた経過でございます。

●小野木議長 大崎議員。

●大崎議員 この企業進出の現在の動向については、そこまで作業が進んでいますよということについては、これは当初の事業全体スケジュールからみると、若干の遅れはあるのかなというふうに、今、ここで対比させていただきましたが、このようなことについては、これは企業のいろいろと作業を進める中の誤差というのは、許容範囲であろうというふうには理解しなければならないなど。

これについては、納得をするわけではありますが、少なくとも、ちょっとこれは心配ごともあるのですが、当初のこの企業進出に当たって、それらの今町長が予定を報告ありましたが、それには二つほどこういうポイントをいつも感じているのです。

新しい企業が進出する場合には、この議会にも過去に報告ありましたが、やはりこの内容を見ても、新たに設立する民間法人、これは事業主体といいますね。

その事業主体というものは、この北海道エコシスではない。これはあくまでも今の計画を推進する母体であります。この新たな事業を進めるには、新たな事業主体というのが必要なのです。

それについては、すでに法務省に登録されているかということ、一つお聞きしたいですね。

●小野木議長 答弁、宮口町長。

●宮口町長 実際、これだけの大きな事業ですから、相当なる資金なんかも必要かというふうに思っておりますし、また、専門的分野で専門的に支援する企業も恐らくあると思います。

ただ、事業主体はあくまでも、エコシスが産廃業者として事業主体となって、進めております。

したがって、今のご質問では、どの事業者が協力関係にあるかは、私どもの方では正確には承知しておりません。

●小野木議長 大崎議員。

●大崎議員 当然、今、答弁ありましたように、登記されていると思います。

当初の資料からいきますと、仮称ですが、豊頃環境衛生センターという名前でないかなというふうに思います。

しかし、この事業計画の中に、十勝管内の建設業者が文字としてあります。

それから、豊頃町内民間起業等々というのがあるのです。

これはこの資料にあります、準構成員というその当時表現を使っています。

この事業を進める中において、本町の民間企業が参画するという条件がここに含まれているのですが、それについては、もし具体的な企業名が挙げられなければ、某社で結構です。本町の某社が参画しているということがあるかどうかということについて、お聞きしたいと思います。

●小野木議長 答弁、宮口町長。

●宮口町長 当然当初の計画では、そういった民間、同じような企業形態の協力を得たり、また、そういった情報交換とかという形の中では、ある程度話は進めたかと思えますけども、私どもの承知している段階では、あくまでも現在はそういった形でエコシスが責任を持って対応する。

今ご質問のように、本町の民間企業が協力並びに支援するというお話については、正式には聞いておりません。

●小野木議長 大崎議員。

●大崎議員 わかりました。

現状はそういうふうに行政サイドとしては、これは冒頭私お断りしましたが、企業ですから、そのことについて、非公開の事項というふうに、現在答弁されたものについては、そう含めて私受け止めたいと思っております。

したがって、次の内容なのですが、こういうことですから、部分的には発表できる町民に公開、開示できるものもあるし、ないということは十分踏まえておるのですが、少なくとも、前段の町長が説明した内容で結構だと思いますが、やはり期待する面と、それから、若干どうなっているのだろうという疑問点があるものですから、不安定がありますから。そういうものができる範囲で結構なのですが、何らかの手段で、この18年にあった進出企業のことについては、現状はこういうところまでいって、予定としては今説明あったように、23年には完全にそういうようなことで進めて起動できるよと、稼働できるよというようなところで十分だと思うのですが、そういうものについての町長の考えはいかがですか。

●小野木議長 答弁、宮口町長。

●宮口町長 先ほどの件ですけれども、まず最初に、その民間企業の参入ですけれども、私どもとしては、エコシスにできれば私どものところの町にもお手伝いできる業者がいれば、積極的に私たちの町の業者も参画できるような体制というか、お願いをしていきたいというふうに考えております。

今、どの程度まで進んでということですけど、先ほども申し上げましたが、現在支庁との事前協議中でございます。

この許可が決定するのが、今の見込みですと、21年の7月以降になろうかと思えます。

したがって、その21年の7月以降に許認可が整理され、下りましたら、事業内容が確定いたしますので、事業を着手することになろうかと思えます。

その段階では、内容等については、住民に何らかの形でお知らせしたいなというふうに思っております。

それから、その内容の中には、当然ごみの種類等々もある程度開示して説明し、当然公開をし、ガラス張りの中でやはり仕事していただきたいというふうに思っております。

●小野木議長 大崎議員。

●大崎議員 その辺の十分なる企業サイドと、それから、町民サイドに気を使っただいて、いろいろこの期待されていることについては、推進していただければなど、このように思いますし、後半の答弁の内容にあったように、できるだけこういう時代でございますので、本町に健全に運営している民間企業ができるだけ参画できる範囲については、行政も行政サイドの指導の範囲内で、ひとつお願いしたいものだと、こういうふうに申し上げたいと思います。

以上をもって質問を終らせていただきますが、再度に確認の町長の答弁をいただきたいと、こう思います。

●小野木議長 答弁、宮口町長。

●宮口町長 ご存知だと思いますけど、こういった産廃の許認可については、非常に道も支庁も時間をかけて、十分な検討の後に許認可される関係上、時期的には私の答弁から若干ずれる可能性もあろうかと思いますが、そういった意味で、町民にきちっと報告し、どういう施設で、そして、町民が安心して迎え入れられるような施設であっていただきたい。そう指導していきたいというふうに思っています。

●小野木議長 11時半まで休憩します。

午前11時17分 休憩

午前11時29分 再開

●小野木議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問、通告順番2、3番菅谷誠議員。

●菅谷議員 ただいま、議長のお許しをいただきましたので、通告に従いまして、質問をさせていただきますと思います。

まず、第1点といたしまして、率直に、そして簡単に全般的な少子化対策について、お伺いいたしたいと思います。

少子化対策につきましては、国家的な課題とされております。

子育て支援を強く求められている中で、安心して子どもを産み育てるための環境づくりが自治体の責任であり、急務と考えられ、積極的に進めるべきと認識しております。

本町も過疎化の振興に歯止めがかからず、人口減少の一途をたどり、町全体の活力がなくなり、先行き不透明が続いている状況であります。

豊頃町の未来を切り開くためにも、少子化問題は町長の政策判断かと思えます。

町長のお考えをお伺いいたしたいと思います。

●小野木議長 答弁、宮口町長。

●宮口町長 答弁をさせていただきます。

本町におきましては、特に高齢化が進むと同時に、少子化対策についても非常に頭

を痛めているところでございます。

特にご指摘のとおり、やはり子どもが、何といたしましうか、育てやすい環境、そして、子どもを産む前についても、それなりの負担のかからない環境にしなければならないというふうに思っております。

今日、非常に人口が減少している中で、いかによそから人口を増やすのではなくて、内部で、豊頃町民が少しでも人口を増やしていただきたいというふうに考えているのは私も菅谷議員と同じような考えでございます。

それには何といたしても、やっぱり環境整備するには、自己負担がいろいろかかるわけでありまして、そういった自己負担等についても、いろいろと支援をしていきたいというふうに思っております。

妊婦の検診から、乳幼児の医療費問題、さらには出産の問題、いろいろございませうけれども、これらについても今後積極的に支援をし、安心して子どもを育てる環境づくりが必要かというふうに思っております。

したがいまして、今年度もそれぞれ予算編成にあたり、担当者も努力をしてきたところでございます。

今後とも、少子化問題については、前向きに、そして、検討していかなければならないというふうに思っております。

●小野木議長 菅谷議員。

●菅谷議員 次に、妊婦検診の拡充について、お伺いいたしたいと思ひます。

厚生労働省は、新年度予算編成に向けて、妊婦検診等について、現在5回分の検診費用に相当する金額を、地方交付税で財政措置をし、妊婦の負担軽減がされております。

実際には8カ月までは月1回だそうでございます。9カ月目には2回、10カ月目には4回で、計14回の検診とされております。

このため、財政措置をする回数を増やすことで、妊婦の負担をさらに軽減するとされております。

ご承知のとおり、現在、豊頃町では、妊婦検診は5回分を予算化しておりますが、さらなる軽減措置が喫緊の課題と認識しております。

新年度予算編成にあたり、実際に医療機関で妊婦検診を受ける回数を増やし、無料化を図るべきと思ひますが、町長のお考えをお伺いいたします。

●小野木議長 答弁、宮口町長。

●宮口町長 特に妊婦の関係でありますけれども、非常に最近はストレスを抱えている妊婦が増加している傾向があるというふうに報告を受けております。

また、就業等の理由で、健康診査を受けることのできない妊婦の方も見られるようでございます。

特に母体や胎児の健康を守る上でも、妊娠の検診が重要だというふうに考えております。

また、特に先ほども申し上げましたとおり、少子化対策の一環として、やはり妊娠中の検診費用の負担などもできるだけ個人の負担を少なくして、公費負担を多くしなければならないというふうに考えております。

現在、私どものところでは5回を助成しておりますけれども、保健師の報告によると、できれば、やはり年、その人にもよりますけれども、13、4回ぐらいは必要だとい

うことで、大体の方がそれぐらい検診を受けておりました、私の方ではその5回分の券を出しておりますから、後は個人負担になっているのが現状でございます。

このことにつきましても、明年度の予算には、現在どこまで、何回ということは明確に申し上げることでできませんけども、担当の保健師等の意見も十分聞きながら検討し、予算措置をしたいというふうに考えております。

●小野木議長 菅谷議員。

●菅谷議員 ただいま、町長のご答弁の中にごございましたように、13回から14回必要であり、新年度に向けて予算化を、回数予算化をしっかりとやっていきたいということでございますので、その辺については、一つできるだけ14回に向けて、それぞれ努力していただきたいと、このように思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

●小野木議長 答弁、宮口町長。

●宮口町長 管内的にも実際は5回が一番多いのですが、中には15回という町村もございます。

したがいまして、私の町でも一年間に誕生する人数が30人を切り25人前後の赤ちゃんですので、できれば、そんなにたくさん数がいまないので、今申し上げられたとおり、10回ぐらいまでは、やはり町が負担すべきかなというふうに思っております。これも先ほど申し上げましたとおり、次年度の予算については、十分検討していきたいというふうに思っております。

●小野木議長 菅谷議員。

●菅谷議員 次に進みたいと思います。

乳幼児等医療費の無料化の範囲の拡大についてでございます。

今、子どもの取り巻く環境が大きく変わろうとしております。

社会的には大変な不況であり、特に都市と地方の経済格差は大きく、過疎地域の住民には悲痛な現状であります。

このときにあたり、子育て世代の収入減が減少する一方であります。

原油高騰により、燃油高、食料品をはじめ、生活用品、公共料金等の値上がりにより、生活支出の負担は増加中であります。

安心して子どもを産み育てる社会整備のために、町は一層関心を高め、その対策にしっかりと応えていくべきと考えております。

そこで、豊頃町では、乳幼児医療費の無料化を中学生までの範囲に拡大すべきと考えておりますが、町長のご判断をお伺いいたしたいと思っております。

●小野木議長 答弁、宮口町長。

●宮口町長 本町の乳幼児医療の助成の範囲につきましては、北海道医療給付事業の乳幼児等医療給付事業の取扱いにほぼ準じて実施しておりますが、北海道においては、助成対象については、小学生における入院に係る医療費の助成拡大が、本年度10月から実施されたところではありますが、本町はその助成対象の拡大を、8月から、道からみると2カ月早く、本町独自で実施をしているところでございます。

今後の本町における助成拡大につきましては、さまざまな観点から検討を行っていかねばならないと思っておりますが、より多くの子どもたちに支援できるように、小学生の通院にかかる医療助成の拡大を行うこととして、今年当初予算に盛り込んでおります。

また、本年度から助成拡大を実施しておりますが、今後、北海道の助成範囲の拡大、または、管内の独自の助成の状況を踏まえながら、その拡大に向けて、十分検討してまいりたいというふうに考えております。

●小野木議長 菅谷議員。

●菅谷議員 管内の状況を見ましても、今、町長がおっしゃったように、中学生まで医療費の無料化をされている町村も4カ町村くらいあるかと思います。

そういったことで、先ほど申し上げましたように、やはりご父兄の、親御さん方の負担をできるだけ軽減すると。これは子どもさんを育てるには大変なその費用と労力とお金がかかるわけでございますので、その点考慮しながら、特にやはり、この点については、子どもさんを大事に育てるという意味合いからも、医療費の拡大というのは大事だというふうに考えておりますので、新年度に向かって、ひとつその対策について、ご努力をいただきたいものだと、このように思っております。

●小野木議長 答弁、宮口町長。

●宮口町長 当然子どもたちは本町の宝でございますので、そういった意味でも、小学生まで通院入院にかかわらず、無料化できるかどうか、さらにまた、今の段階では非課税、課税という所得要件もっておりますが、これら所得要件を撤廃して、小学生は小学生まで、また、時には中学生の分についても対象とすることも含め、十分検討しながら、今現在担当者との協議を進めているところでございます。

したがいまして、現在本町でもそれぞれ町独自で負担をしておりますけれども、今後は今言った無料化に向けて、どの範囲まで広げることが可能か、十分検討して、明年度の予算に組み込んでいきたいというふうに考えております。

●小野木議長 菅谷議員。

●菅谷議員 次に進みたいと思います。

出産育児一時金について、お伺いいたしたいと思います。

出産育児一時金は、現在、一児の出産について、35万円が支払われておりますが、このたび、国は地方の出産費用は、約35万円を下回るとし、一方、大都市では、50万円程度かかるとみられているようでございます。

全国の実態を調査した上で、出産一時金の増額を含め、対策を検討するという意向を示されておりますけれども、このことが実現されますと、いわゆる地方と都市の地域間格差が生まれる恐れがあると考えられるのは1点でございます。

なお、また、出産一時金をめぐっては、分娩事故で医療上の過失が明らかでない場合でも、患者に保証金を支払う産科の無過失保障制度が来年度からスタートするに伴い、保険料負担金相当の3万円を増額し、38万円とする方針が固まっているということでございますけれども、本町としての対応について、お伺いいたしたいと思いません。

●小野木議長 答弁、宮口町長。

●宮口町長 出産一時金につきましては、本町の国民健康保健条例に基づいて、35万円支給されております。

この一時金の引き上げについては、本年6月に総務省から、明年1月から3万円を上げるように、合計38万にするようにというような内容の指示が示されております。したがいまして、本町でもそれに合わせた内容で、条例の改正をしなければならないというふうに考えておまして、明年1月からになりますと、次回の定例会、1

2月に条例を改正し、明年1月から実施するように提案したいというふうに考えております。

したがいまして、先ほど申し上げましたとおり、35万から38万、これは町が保険者である国民健康保険のことをございますけども、今、菅谷議員が申し上げるとおり、出産に係る医療面の事故等もある程度、保障しなければならないというような内容も含めて、3万円上乗になるということですので、当然、本町といたしましても、条例を改正して、明年1月から対応したいというふうに考えております。

●小野木議長 菅谷議員。

●菅谷議員 今の町長のご答弁もございましたように、ひとつその辺については、しっかりと対応していただきたいというふうに思っております。

それで、次に進みたいと思います。

最後になりますけれども、子育ての保護者の要望されている件について、お伺いいたしたいと思います。

現在、保育所の保育士及び小学生で、習いごとをされている児童が約20名程度いらっしゃるようであります。

現在の状況を申し上げますと、バレエを習っている児童は、週1回木曜日に、現在、総合体育館で実施されているということをございます。

保護者からは、子どもプラザでの1部屋を使用させてほしいという要望があります。

保護者は就労されている方々であり、時間的にも問題もあり、負担も大きく、特に開かれた子育て支援と福祉増進を目的として設置された子どもプラザでありますので、行政として、保護者の負担軽減に前向きに取り組むのは当然と考えておるわけをございまして、町長の弾力的な判断をお尋ね申し上げたいと思います。

●小野木議長 答弁、宮口町長。

●宮口町長 現状で、子どもプラザ利用の件につきましては、冬期間に体育館を使用する場合としない場合については、暖房費等運営経費の負担を考えあわせ、冬季間は利用しないようなことになっております。

今朝もちょっと別な用事で保育所の方に顔を出しましたけども、非常に子どもたちが自由奔放に教室を使っております、今の段階で、下の1階ではまず余裕がない。

2階では、ことばの教室と学童保育も入っております、確かに学童保育が終わって、こちらの方に移動するのは大変ちょっと時間もかかるのかなというふうに思っております。

今の段階では、完全に空いている教室というのは、地域のコミュニティのために使う教室というか部屋がありますが、これもそういった特殊な踊りに使うようなフロアだとか、そういうものでないものですから、なかなか難しいかなというふうに思っております。

できれば、多少ご不便かもしれませんが、総合体育館に来たり、またはそういったえる夢館も近いですから、時間的にはそういったものを多目的に利用された方がよろしいかなというふうに思っております。

したがいまして、場所的にも今の保育関連施設については、ちょっと無理でございまして、2階はことばの教室と学童保育ですので、仮に時間帯が合ったにしても、なかなか小道具なり学習用具が入っておりますので、全てが学童保育の受けた方がバレエ

やっているならよろしいですけど、バレエだけ習いに来る子どもたちも、もしいらっしやるとしたら、そういうものをきちっと片付けなければならないということです。

本当は専門的に、1部屋用意すれば一番適切かというふうに思っておりますが、問題はその施設の管理者の時間体だとか、いろいろなものを総合的に判断すると、現状ではちょっと厳しいかなと考えます。

できましたら、やはり今までどおり、体育館なりえる夢館を使っていただきたいというふうに思っております。

●小野木議長 菅谷議員。

●菅谷議員 私の申し上げておりますのは、保護者の方の要望でございます。

現実には、ご案内のとおり、子どもプラザでは、いわゆる学童保育も行っておりますので、バレエやっている方でも学童保育に通っている方もおるのですよ。

でありますから、同じ建物の中でできる習いごとと、学童保育もすぐ移行できるという便利さもあるなど。

そうすると、ご父兄の方々が、働いている方が時間的に大変だというのですよ。

そういうようなことで、今後、そのことについても、十分内部検討していただいて、実現するようにお願いしたいと、こう思っておりますが、その辺について、お伺いしたいと思います。

●小野木議長 答弁、宮口町長。

●宮口町長 今一度内部でも検討して、特に保育所の方の管理者の問題もあるし、施設の問題もあります。

特にバレエ習っている方については、民間から来てご指導しているという形だと思っておりますが、先ほども言いましたけど、できればやっぱりえる夢館が近くにある。そして、時間帯でも、移動の時間はありますけれども、終わった後も、待っている間もそれぞれの施設がありますので、かえって私どもでは、お母さん方に時間がないかもしれませんが、子どもたちのことを思えば、体育館なりえる夢館の方で習いごとした方がよろしいのではないかとこのように思っております。

今おっしゃたとおり、内部で十分協議して、判断をして回答したいというふうに思っております。

●小野木議長 菅谷議員。

●菅谷議員 以上で質問を終わりたいと思います。

●小野木議長 通告順番3、8番津久井精一議員。

●津久井議員 議長からお許しをいただきましたので、質問をさせていただきます。

農業の生産資材費の高騰による町の支援策ということで、町長の考え方をお聞きしたいと思います。

本町の基幹産業の農業が今原油、穀物、先物市場の高騰のより、肥料、飼料、農業生産資材価格がかつてない上昇をみせております。

農業経営に甚大な影響を及ぼしており、今後、さらなる状況の悪化が危惧されております。

もはや、農業生産者だけの努力では解決できない状況にあります。

このような状況について、町長の認識と考えをお聞かせください。

●小野木議長 答弁、宮口町長。

●宮口町長 答弁申し上げます。

ご承知のとおり、原油の価格の高騰の原因は、さまざまな要因が生じて、そういう結果になっているわけであります。

特に農業はもとより、漁業、商工業、そして私たちの生活も大きな影響を受けているのは現実でございます。

農業につきましては、肥料の需要増大や肥料の原産国の輸出規制、穀物からのバイオ燃料の精製などにより、飼料、肥料とも価格が大幅に上昇しております。

産業面で特に影響が大きいものと認識しているところでございます。

国においても、新聞などでも報道されておりますとおり、農業生産資材高騰対策を検討して、これらの対策によって、どの程度影響を回避できるのか、私ども検討しているところでございます。

今後は何といたっても農業協同組合がございまして、農業協同組合と十分協議しながら、とり進めていきたいと。

そして、どのような方法が農業を営んでいる方に対し適切な支援となるのか。

十分検討して、その対応策を1日も早く出したいというふうに考えております。

●小野木議長 津久井議員。

●津久井議員 ただいま、町長からも話がありましたように、肥料、それから飼料価格が非常に高騰しているということでございます。

中央会の試算では、畑作農家で30～40ヘクタールで、肥料のその上昇分を農家負担に考えますと、300万円近くの農家負担増になるということのようでございます。酪農家につきましても、飼料経営面積が40ヘクタール、頭数は書いてなかったのですが、これらについても、飼料の高騰による負担が400万円を超えるというような状況にあります。

非常に今年の12月の組勘の締めが大変心配されるわけですが、これらに対して、町として支援策ということで質問しているわけですが、例えば、この12月の資金について、利子補給なりそういった対策がやってもらえるのかどうかというようなこともありますし、また、この支援策について、私なりに考えを持ち合わせましたので、お話をしていきたいというふうに思っております。

まず、飼料価格のこの高騰によって、飼料のその飼料分析というのがあるわけでございます。

これによって、配合飼料の増減を少なくしたり多くしたりというようなことがあります。ただ、見た目ではわからなくて、この分析にかけると、その実態が明確にわかるというようなことがあるわけでございます。

これが、検査機関に出しますと、その検査をしていただけるというようなことで、これにもお金がかかるわけございまして、これらの助成ができないかどうか。

また、これと同様、土壌の分析もあるわけでございます。

これらについてもどうかというようなことであります。

それから、堆肥の町内利用ということを考えていけば、今、大変堆肥が利用されていない。酪農家だけで余しているというような状況にありまして、特に本町は堆肥が飽和状態にあると。

なかなか利用しない畑作農家が多いというようなことで、町内から町外へ堆肥がかなりいっているというようなことがあります。

そこで、これ農協も一部やっているわけですが、町内の畑作農家への移動の

助成ということも、これも農協だけでなく、町自体が考えられないのかなというようなことでございます。

それから、町営牧場の利用促進ということでございます。

今、町営牧場、これだけ年々牛の頭数が増えてきておるにもかかわらず、何か町営牧場が遊牧頭数が増えていないという実態のようでございます。

これらについても、農家負担がかなりあるというようなことだと思いますので、これらについても、値下げをする、また、助成をするというような対策が練れないのかどうかということでございます。

それから、これは推進策でありますけれども、酪農家の牧草地が、更新が大変遅れてきていると経費がかかるというようなこともありまして、これらについても、近隣の畑作農家の交換耕作というようなことでできないのかどうか。

これらについても推進をしていってはどうかというようなことでございます。

それから、これは最後になりますけれども、今後、立てられます第4次総合計画の中で、新たな農業振興計画をぜひ立てていただいて、土地利用の有効利用というようなことをやっていただきたいなというふうに思います。

特に今、個々の農家だけではなかなか規模拡大がなされていかないという現実にあります。

これは高齢化に伴って、後継者が不足しているというようなこともありますし、今までも農業のあり方を全面的に見直す時期にきているのではないかと。町の考え方もそのようにもっていただきたいと思いますというふうに思っております。

その中で、法人かということが、今、道・国で謳われております。

これらについても、積極的に町が推進をしていただきたいと。

これは法人化をすることによって、当然雇用も増えますし、生産も個人と違っていろいろな部門に参加ができて、規模拡大ができるというようなことであります。

そういったことで、今までと違って振興策を、ぜひ出していただきたいなというふうに思います。

そういったことを含めて、今後、町の考え方を改めてお聞かせ願えればなと思いません。

●小野木議長 答弁、宮口町長。

●宮口町長 まず最初に、燃料の高騰によるその農業者に対する町の助成でございますけれども、先ほども申し上げましたとおり、やはり農業協同組合の専門的なご意見を聞きながら対応したいというふうに思っております。

ただ、農業経営のみならず、他業種も含め、ある程度等しく、一部のみの助成でなくて、対策でなくて、総合的なそういったものも考えております。

そして、この問題の解決は、一時的な町の手当てで解決するものではなく、もちろん農業団体の皆さん方の、経営される方の自己防衛が何といたってもこれから大事だと考えますし、今まで厳しい農業人生の中に、さらに自分たちの、自分に合った、経験を生かした農業経営で防衛しなければ、なかなかこれは乗り切れないのではないかとこのように思っております。

今、津久井議員の方から言われました飼料の対策だとか、資金の対策、さらには牧場、肥料等々も、当然私どもも考えなければならない問題だというふうに思っております。

これも早急に事務段階で、協議しながら進めていかなければならないなというふうに思っております。

また、第4次の総合開発の中の土地利用関係ですけども、特に法人格で面積を大きく増やした方がよろしいのではないかとということで、私もこれから農業については、本当に大きな面積で経営しなければ、なかなか他産業に立ち向かっていく力がつかない面もあろうかなと思います。

ただ、全てが法人格でいいか悪いか別としまして、それはやはり、個々の経営者の考え方にもよるのでありましようけども、できればそういった経費節減にも、大型農業が求められる昨今でないかというふうに思っております。

小さいは小さいなりに、それなりのまた利点があろうと思いますけども、そういうことも専門的意見を聞きながら、第4次に向けて計画を樹立していかなければなというふうに考えております。

今、いろいろとご指摘というか、ご意見をいただきましたこれらにつきましても、農協の方と十分協議しながら、他業種と均衡のとれた支援をしてまいりたいというふうに考えております。

●小野木議長 津久井議員。

●津久井議員 以上で質問を終わらせていただきます。

●小野木議長 昼食のため、午後1時まで休憩します。

午後12時05分 休憩

午後 1時00分 再開

●小野木議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問、通告順番3、6番大谷友則議員。

●大谷議員 お許しをいただいたので、通告してある部分について、お伺いいたします。

古くて目新しい問題ではありませんが、我が町においては、急を要する状況になってきたように感じます。

それでお伺いしたいと思います、過疎地域自立特別措置法も、平成22年で失効し、今度の時代にふさわしい過疎対策が議論されているところであり、我が町においても、その計画に基づいて推進されているところではありますが、なかなか実行が上らないのが実態だというふうに思っております。

そこで、今後、人口減少にどのように取組むのか。その具体策はということについて、お伺いいたします。

過去1万人を超える人口がいたにもかかわらず、昭和45年には7,300人台になり、今は3,700人台になってきました。

この30年間に危機的状況になってきたといっても過言ではないというふうに考えております。

人口の減少は、町の活気、活力を失い、衰退していく一方であります。

これからの15年間で、過去30年間の減少幅に匹敵する減少が予測されております。

これは2倍の速度で進むことになるわけでありますから、今こそ行動を起こさなけ

ればならない時期ではないかというふうに痛切に感じます。

町長は、どのようにお考えなのか、お聞かせ願いたいというふうに思っております。

●小野木議長 答弁、宮口町長。

●宮口町長 答弁をさせていただきます。

大変非常に大きな問題でありまして、実は私も本当にこの問題には、どのように取り組んでいかはわからないのが本音でございます。

特に今日の燃料の高騰から始まったさまざまな生産資材、生活必需品の価格の高騰により、以前にまして、町の中も景気が低迷しておりますし、本町の産業に大きな打撃を与えているのは事実でございます。

今後、仕事を離れる方もでてくるのではないかというふうに危惧しているところでございます。

また、人口が都市部へ集中する傾向は、これからも続き、この傾向を一転させることは非常に先ほど申し上げましたとおり、困難だと思っております。

ただ、過疎に悩む市町村においては、人口減少に何とか歯止めをかけようと知恵を絞り、さまざまな事業に取り組んでおりますが、なかなか抜本的な対策につながっていないのも現状でございます。

本町におきましても、定住促進対策として、過去に分譲地を造成してまいりましたが、これもご承知のとおり、なかなか思うようにいかないわけでありまして。

今後の対策といたしましては、私はやはり、企業誘致はもちろんのことでありますけれども、何といたっても基幹産業の農業、漁業をしっかりと守り、併せて、商工業の充実を図ることが大切でないかというふうに思っております。

ご承知のとおり、豊頃駅前も、私の住んでいる本町も、非常に活力を心配をしているところでございます。

私もこれからそういった関係機関の方々と、農業、漁業、産業、商工会も併せてですけれども、何とかその人口が増えなくても、減にならないような対策を講じたいとは常々思っておりますけれども、今のところなかなかその手法が見つからないのが現状でございます。

これからまた、総合開発の第4次計画策定に入りますけれども、どのような方法で検討をしていっていいのか。

これからまた、各団体、さらには町民の皆さんから、それなりのアイデアをいただきながら、検討を重ねてまいりたいというふうに思っております。

いずれにいたしましても、ご承知のとおり、商工関係も相当シャッターが下りて、寂しい状態になっております。

これらにつきましても、今後、商工会の会長であります大谷議員さんにも十分検討をいただきながら、少なくとも、町並みらしい活性化のある市街地形成に努めていかなければならないというふうに思っておりますから、今後ともひとつ、適切なるご指導、アイデアをいただければというふうに思っております。

答弁でなくて、お願いごとみたくなりましたけれども、私、今考えているのはそんな状況でございますので、よろしく願いいたします。

●小野木議長 大谷議員。

●大谷議員 確かに今のままでは住民の心も、農業も漁業も全般にわたって暗い影を落としておりますし、特に市街地の活性化については、壊滅的な状況になりつつある

というふうに考えております。

豊頃町の出生率だけでは、人口の増加は無理なことであって、やはりそういった意味では、都市との交流を図って、交流人口をいかに定住人口に変えていくという方法しかないように考えます。

ちょうど戦後のベビーブームの人たちが、社会自由な状況から外れる時期にきておりますし、今、都会の人たちは、田舎暮らしに憧れを持ってみております。

ちょっとした野菜づくりとか、その土地の生産資材を利用した生活に非常に憧れております。

また、新しいライフスタイルも普及しつつあります。

健康と環境、持続可能な社会生活を心掛ける生活スタイル。

自然と強制し、安らぎや安心をもたらす暮らしができる生活を望んでいるわけでございます。

都会に向けて、これらの豊頃町のよさであります海の産物あり、山の山菜あり、畑の産物ありということ、情報発信として出していき、それを知っていただいた上で交流を深めていけば、私はある部分では可能なのではないかというふうに考えますが、いかがでしょうか。

●小野木議長 答弁、宮口町長。

●宮口町長 先ほど、菅谷議員のご質問にも答えましたけども、私はできるなら、そこに、私の町に住んでいる方々に安心して暮らせるように、特に子どもたちにはそういった負担のかからない、お母さん方に負担のかからない医療関係だとか出産の関係など、手厚く今後も支援をしていきたいなというふうに考えております。

また、対外的には、毎年、地域住民課が担当しておりますが、アイシン精機の従業員が農家の方々にお世話になりながら、農作業をし、そして、自分の体験を通じて情報を持ち帰り、さらには交流を深めて、今でも10年前に来られた方と、農家の方がお付き合いしているということも報告を受けております。

そういった事業も積極的に取組んで、町のよさ、そして、いろんな形で農業以外にも、その仕事のよさを都会の方に知っていただき、そして豊頃に移住するような働きかけをこれからもしていきたいなというふうに思っております。

なかなか先ほども申し上げましたとおり、呼び込んでも町に定住することは非常に難しい昨今でございますから、少なくとも、ここに住んでいる小さな子どもたちなどに、やはりその家庭で負担のかからないような方策を考えていきたいというふうに思っております。

●小野木議長 大谷議員。

●大谷議員 豊頃町は高度な生産技術と、きちんと保護された自然、都会にはない地域の力、都会の人たちが引き付ける魅力の町だというふうに思っております。

今まで人件費の削減や経費の節減で浮かした経費を、産業振興や人口増加のための未来への投資に向けて使う時期ではないかというふうに思いますが、いかがでしょうか。

●小野木議長 答弁、宮口町長。

●宮口町長 私の前の首長も相当努力して、財政改革に踏み込んでおりまして、多少そういった意味では、見通しの明るい財政運営をしております。

今後もしることなら、バランスのとれた予算の執行に務めたいという考えを持つ

ております。

できるだけ財政を逼迫させないような形でとり進めたいというふうに思っております。

●小野木議長 大谷議員。

●大谷議員 先ほど、町長もおっしゃられておりましたが、過去に移住推進ということで、宅地分譲をして販売しておりましたが、これについても、やはり買う側のニーズに合っていない時期にきていたのではないかというふうに考えます。

それらの問題は、やはりそういったものが生じたとき、すぐ方向転換できる思考の柔軟さが求められているというふうに考えますが、これからの定住促進についても、なかなかそういった意味では打ち出す部分では難しいと思いますが、そういう柔軟な対応をされるということが必要ではないかというふうに考えますが、いかがでしょうか。

●小野木議長 答弁、宮口町長。

●宮口町長 当初は恐らく、そういう分譲地等についても、田舎で住みたい、特に団塊の世代に入ってきておりますから、そういった考えで首長も取組んだというふうに思っておりますけども、結果的には、ご承知のとおりですけども、私も今、そういう形で徐々に定住する条件の緩和、さらに条件を良くしなければ、なかなか定住されないというふうに思っております。

また、民間企業等々でも、本町に住宅を構えてといった方も報告を受けております。

できれば、また議会の皆様のご協力を得ながら、各種条件の緩和をしつつ、町有地の空いているところについては、積極的に貸し出すなり、条件のいい方法を提示したいというふうに考えております。

今後とも、そういう形で、今ご指摘のとおり、考え方をさらに別の角度に振って、柔軟な対応をしたいというふうに考えております。

●小野木議長 大谷議員。

●大谷議員 それでは、2点目の行政区の社会的共同生活が維持困難な状況になってきているが、今後どのように対応するかについて、お伺いしたいと思います。

少子高齢化で、住民の高齢化率が高くなり、地域に高齢の方しかいないという状況が生じつつあるというふうに考えております。

いわゆる満65歳以上の高齢者が、行政区の人口の50%を占める。先ほど町長おっしゃっておりましたが、限界集落といわれる状況にあるのではないかと考えます。

そうしたところでは、冠婚葬祭などの社会的共同生活の維持が困難になってくるのでありますが、今後、これらの問題にどのように対応されるのか、お聞かせ願いたいと思います。

●小野木議長 答弁、宮口町長。

●宮口町長 住みよいまちづくりにつきましては、地域と行政の共通の目標であり、私もそういった願いが強い一人でございます。

しかし、国の行政改革以降、できるだけ小さな経費で大きな効果を期待する。

効率的なまちづくりを進めることが求められ、本町も庁舎内に専門部会を設置し、共同のまちづくりについて検討してまいりました。

専門部会では、検討されたその原案、一昨年のも、行政区を通じて、町民の皆さん

に公表し、各行政区と地域づくりでもその説明を行いました。が、原案が行政の再編に直結する部分もあり、地域の皆さんに理解を得られなかったというのが現実でございます。

議員の質問のとおり、各行政区とも戸数の減少や高齢化が進んでおります。

地域の課題に行政区が十分対応することが難しくなっていくことが予想されることから、現在の行政区の枠を超え、共同でものを考えながら、行政としても地域活動を支えるシステムの構築が必要であると感じております。

今後は第4次総合開発計画の策定スケジュールの中で、現在の行政区がこれからも住民自治の単位として適当なのかどうか。

町行政がどのような形で地域活動を支えることが望ましいのか、十分検討してまいりたいと思っております。

●小野木議長 大谷議員。

●大谷議員 今おっしゃられましたけども、行政区の統合で一時はしのげますが、根本的な解決にはならないというふうに考えます。

これからは誰もが毎年一つずつ歳をとって高齢化していくのは間違いない事実でございます。

今までとは違った対応が求められる時代に来ております。

今の行政のあり方では、なりゆかない、高齢化社会に対応するまちづくりを進めることが、住民が安心して豊頃に住み続けることができるというふうに考えます。

町長は、協働のまちづくりを進めているところでありますが、住民の協力を求めて、住民ができることは住民にさせていただくということをお願いしておりますが、行政の役割としては、また違った部分が出てきているのではないかとこのように考えます。

高齢化の社会では、地域の活動をサポートする人材の派遣が必要になってきます。

ともに活動してくれる。そして、手助けをしてくれる人材を求めています。そういう考えはいかがでしょうか。

●小野木議長 答弁、宮口町長。

●宮口町長 本町の行政区の中でも、非常に高齢化の進んだ行政区もありますし、また、非常に小さな単位の行政区もございまして、そういった小さな行政区には、隣の行政区と一つになってということも声をかけておりますが、やはりその地区その地区に、小さな文化があり、しきたりとか、歴史がありまして、なかなか別な地域と一緒になるということは、重荷とか、なかなか進まないのも現状でございますけれども、やはり、限界集落になりますと、本当にそこに住んでいても、連絡すらとることも不可能になってくるような状況になってくるのが、町内にも何箇所か想定されます。これからは、私もいろいろと考えておりましたことなのですが、役場の中に、今、それぞれ協力隊を、できれば、支援的な組織をつくりながら、地域の共同生活が困難な地区につきましては、有事の場合についてはお手伝いができるような体制をとりたいというふうに思っております。

今までもまちづくり協議会だとか、それぞれの地域に出向いてはいろいろな話をされておりますけれども、地域によっては、私どもが考えている以上の地域活動をされているところもありますし、また、先ほども申し上げましたとおり、小さなところについては、本当に生活以外にはほとんど活動が見受けられない地域もありますけれども、行政としては、職員一丸となって、そういった地域には支援をしてまいりたいな

というふうに思っております。

●小野木議長 大谷議員。

●大谷議員 限界集落の行き着く先は消滅集落と言われております。

大変恐ろしい言葉でございますが、そのようにならないように、努力をしていただきたいと思っております。

いずれにしても、両方の問題とも、人口の減少が引き起こす結果でないかというふうに思います。

減少の歯止めをかけていくことが、最大の課題ではないかと思っております。

十勝の町村においては、いろいろな努力をされて、人口の減少を止めている町村も見受けられます。

やはりこれといった対策はないかもしれませんが、広い意味で、あらゆるものに挑戦して止めていかなければならないというふうに考えますが、いかがでしょうか。

●小野木議長 答弁、宮口町長。

●宮口町長 大谷議員のおっしゃるとおりだと私も思います。

これからも前向きに、積極的に取り組んでいきたいというふうに思っております。

その節はひとつ、議員でなくて、商工会長という立場で適切なるご支援を賜りたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

●小野木議長 大谷議員。

●大谷議員 以上で質問を終わらせていただきます。

●小野木議長 以上で、一般質問を終わります。

#### ◎ 意見書案第7号

●小野木議長 日程第5 意見書案第7号 道路整備に必要な財源の確保に関する意見書の提出についてを議題とします。

本案について、提出者の説明を求めます。

2番松崎政利議員。

●松崎議員 意見書案第7号。

提出者、豊頃町議会議員松崎政利。

賛成者、豊頃町議会議員森一彦、同上、大谷友則、同上、大崎英樹。

道路整備に必要な財源の確保に関する意見書の提出について。

上記の議案を、別紙のとおり会議規則第14条の規定により提出します。

道路整備に必要な財源の確保に関する意見書。

北海道は、広大な面積に180の市町村から成る広域分散型社会を形成し、道民の移動や物資の輸送の大半を自動車交通に依存していることから、道路は道民生活や経済・社会活動を支える最も重要な社会基盤となっている。

また、冬期間における厳しい気象条件に加え、台風などの自然災害時に発生する交通障害や交通事故の多発、道路施設の計画的な補修・更新など、多くの解決すべき課題を抱えている。

以上のことから、道民にとって、高規格幹線道路から住民に最も密着した市町村道に至る道路網の計画的・体系的整備はぜひとも必要であり、特に、全国に比べて大きく立ちおくらしている高規格幹線道路ネットワークの形成は、圏域間の交流・連携の強化、道民の命にかかわる救急搬送といった地域医療の充実などを図る上での最も重要

な課題の一つである。

こうした中、政府においては、道路特定財源の来年度からの一般財源化を閣議決定したところであるが、国、地方を通じて極めて厳しい財政状況のもとで、いかに地方の道路整備に必要な財源が確保されていくのか、非常に危惧される場所である。

このような状況を踏まえ、次の事項について強く要請する。

記。

- 1、道路特定財源の一般財源化に当たっては、地方が必要とする道路の整備や維持管理に要する財源の確保を明確にすること。
- 2、新たな整備計画の策定に当たっては、立ち遅れている高規格幹線道路の整備や安全で安心な冬期交通の確保など、北海道の実情に十分配慮した道路整備が着実に推進できるようにすること。
- 3、地方の自主性・裁量性を生かし、地域の道路整備のさまざまな課題に対応することができる地方道路整備臨時交付金制度を継続し、さらに拡充を図ること。
- 4、今年度の暫定税率失効に伴う国道及び地方道の道路整備財源の減少分については国の責任において確実に措置すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

提出先、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、総務大臣、財務大臣、国土交通大臣。

- 小野木議長 これから質疑を行います。  
質疑はありませんか。

(なし)

- 小野木議長 質疑なしと認めます。  
これから討論を行います。  
討論はありませんか。

(なし)

- 小野木議長 討論なしと認めます。  
これから、意見書案第7号を採決します。  
お諮りします。  
本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なし)

- 小野木議長 異議なしと認めます。  
したがって、意見書案第7号は、原案のとおり可決されました。

#### ◎ 意見書案第8号

- 小野木議長 日程第6 意見書案第8号 新たな過疎対策法の制定に関する意見書の提出についてを議題とします。

本案について、提出者の説明を求めます。

3番菅谷誠議員。

- 菅谷議員 意見書案第8号。

提出者、豊頃町議会議員菅谷誠。

賛成者、豊頃町議会議員藤田博規、同上、長谷川勝夫、同上、大谷友則、同上、大崎英樹。

新たな過疎対策法の制定に関する意見書の提出について。

上記の議案を、別紙のとおり会議規則第14条の規定により提出します。

新たな過疎対策法の制定に関する意見書。

過疎対策については、昭和45年に「過疎地域対策緊急措置法」制定以来、3次にわたる特別措置法の制定により、総合的な過疎対策事業が実施され、過疎地域における生活環境の整備や産業の振興など一定の成果を上げたところである。

しかしながら、人口減少と高齢化は特に過疎地域において顕著であり、路線バスなど公共交通機関の廃止、医師及び看護師等の不足、耕作放棄地の増加、森林の荒廃など生活・生産基盤の弱体化が進むなかで、多くの集落が危機に瀕するなど、過疎地域は極めて深刻な状況に直面している。

過疎地域は、我が国の豊かな自然や歴史・文化を有するふるさとの地域であり、また、都市に対して、食糧の供給・水資源の供給、自然環境の保全と癒しの場を提供するとともに、森林による地球温暖化の防止に貢献するなどの多面的・公共的機能を担っている。

過疎地域は、国民共通の財産であり、国民の心のより所となる美しい国土と豊かな環境を未来の世代に引き継ぐ努力をしている地域である。

現行の「過疎地域自立促進特別措置法」は平成22年3月末をもって失効することとなるが、過疎地域が果たしている多面的・公共的機能を今後も維持していくためには、引き続き、過疎地域の振興を図り、そこに暮らす人々の生活を支えていくことが重要である。

過疎地域が、そこに住み続ける住民にとって安心・安全に暮らせる地域として健全に維持されることは、同時に都市をも含めた国民全体の安心・安全な生活に寄与するものであることから、引き続き総合的な過疎対策を充実強化させることが必要である。

よって、新たな過疎対策法の制定を強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

提出先、内閣総理大臣、総務大臣、財務大臣、農林水産大臣、国土交通大臣。

●小野木議長 これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

(なし)

●小野木議長 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(なし)

●小野木議長 討論なしと認めます。

これから、意見書案第8号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なし)

●小野木議長 異議なしと認めます。

したがって、意見書案第8号は、原案のとおり可決されました。

◎ 意見書案第9号

●小野木議長 日程第7 意見書案第9号 北海道開発局の存続を求める意見書の提出についてを議題とします。

本案について、提出者の説明を求めます。

2番松崎政利議員。

●松崎議員 意見書案第9号。

提出者、豊頃町議会議員松崎政利。

賛成者、豊頃町議会議員森一彦、同上、大谷友則、同上、大崎英樹。

北海道開発局の存続を求める意見書の提出について。

上記の議案を、別紙のとおり会議規則第14条の規定により提出します。

北海道開発局の存続を求める意見書。

北海道は、明治以来、我が国の食糧基地として、また原料資材の供給地として国民生活や産業発展に多大な貢献をしてきた。この間、政府は国家的見地から北海道開発に積極的投資を行い、特に積雪寒冷に伴う工事費等増嵩の実態や広域分散型社会の現実等を踏まえた社会基盤整備等に対する北海道特例継続や公共事業予算の一括計上権など開発体制の特別策が実施されてきた。

しかし、7月2日の「開発局については、廃止が望ましい」との突然の表明ともとれる報道に、道内から衝撃と困惑が広がっている。最近の北海道開発局に関する議論は、国民から批判のある行政の無駄の排除、公務員数の削減という観点からのみであり、『新たな北海道総合開発計画』が7月4日に閣議決定され、これからスタートする大切な時期にこのような報道がされることは、極めて残念な事態である。

本計画には、地球的規模で深刻化する食糧問題や地球温暖化問題などの解決に北海道が積極的に役割を果たすことがアピールされ、食用以外の植物からバイオエタノールを抽出し北海道独自の燃料を開発する事業、輸出を意識した付加価値の高い農林漁業への重点投資等が盛り込まれている。

また、道州制推進の中で、北海道開発局の廃止だけが注目され、肝心の地方分権論議が置き去りになることへの懸念もある。北海道は現状においても食糧供給をはじめ広大な土地、恵まれた大自然等我が国の発展に欠くことができないさまざまな可能性を秘めており、明治以来の国家的開発の必要性や厳しい自然条件、社会資本整備の遅れ等々、依然として国の手厚い施策が継続されなければならない地域であり、北海道開発局の廃止は財政力の脆弱な地方の切り捨てにつながる大きな問題である。

道内の公共事業は平成11年度がピークであったが、平成18年度には、半分以下に落ち込んでおり、開発局が廃止されれば公共事業のさらなる大幅削減につながり、道内の景気がさらに低迷する事態となる。

よって、『新たな北海道総合開発計画』が意欲的に遂行されるためにも北海道開発局の存続を強く求めるとともに、次の点について要望する。

記。

- 1、地方分権改革における国の出先機関の見直しに当たっては、単なる財政再建の手段として行うのではなく改革の本来の趣旨を踏まえ、地方が自立し、互いに支え合うことができる住民福祉の向上を目的として行うこと。
- 2、北海道の開発行政について、地方分権改革後のあり方を事前に明示するなど、我が国における北海道・十勝の役割など国策として示し、住民はもとより、自治体や事業者に不安が生ずることのないようにすること。

3、北海道開発局のあり方については、北海道・十勝の経済に与える影響を始め、社会基盤整備が遅れている現状等を十分考慮した上で、慎重な改革行程を明示するとともに、北海道開発法、開発予算の一括計上、補助金等における北海道特例など、当面は、北海道開発の基本的枠組みや体制を維持すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

提出先、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、総務大臣、財務大臣、国土交通大臣、行革担当大臣。

- 小野木議長 これから質疑を行います。  
質疑はありませんか。

(なし)

- 小野木議長 質疑なしと認めます。  
これから討論を行います。  
討論はありませんか。

(なし)

- 小野木議長 討論なしと認めます。  
これから、意見書案第9号を採決します。  
お諮りします。  
本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なし)

- 小野木議長 異議なしと認めます。  
したがって、意見書案第9号は、原案のとおり可決されました。

#### ◎ 意見書案第10号

- 小野木議長 日程第8 意見書案第10号 帯広測候所存続・拡充に関する意見書の提出についてを議題とします。

本案について、提出者の説明を求めます。

2番松崎政利議員。

- 松崎議員 意見書案第10号。

提出者、豊頃町議会議員松崎政利。

賛成者、豊頃町議会議員森一彦、同上、大谷友則、同上、大崎英樹。

帯広測候所存続・拡充に関する意見書の提出について。

上記の議案を、別紙のとおり会議規則第14条の規定により提出します。

帯広測候所存続・拡充に関する意見書。

帯広・十勝は、日高山脈から太平洋沿岸までの亜寒帯気候に属しており、釧路・根室やオホーツク地域とは異なった独自の気象特性を有している。

このような気象条件のもと、広大な農地面積を有し、畑作・酪農を基幹産業とした我が国を代表する食糧基地として重要な役割を果たしており、適期作付けや天候に即応した作業が収穫を大きく左右するなど、きめ細かな気象情報の提供が必要な地域となっている。

さらに、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法の推進地域に指定される地震多発地帯であるとともに、近年の異常気象等による台風や大雪による交通障害など大きな被害も発生している。

こうした中、予報官を配置した帯広測候所は、防災機関を対象にした緊急説明会を適期に開催するなど、きめ細やかな気象情報の提供を行い、防災体制の構築をはじめ地域に大きく寄与している。

気象庁では、各都府県や北海道の主な支庁に地方気象台を設置しているが、道内の六つの連携地域の中で唯一、十勝圏域には、地方気象台が設置されていない。

よって、政府においては独自の気象特性を有し一県にも相当する広大な面積や積雪寒冷地などの特殊事情を踏まえ、地域経済の振興、住民の安全・安心の確保、災害時の危機管理に支障を及ぼすことのないよう、帯広測候所の存続・拡充について特段の配慮がなされるよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

提出先、国土交通大臣、気象庁長官。

●小野木議長 これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

(なし)

●小野木議長 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(なし)

●小野木議長 討論なしと認めます。

これから、意見書案第10号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なし)

●小野木議長 異議なしと認めます。

したがって、意見書案第10号は、原案のとおり可決されました。

#### ◎ 意見書案第11号

●小野木議長 日程第9 意見書案第11号 原油価格高騰に伴う経済安定化への早期対策を求める意見書の提出についてを議題とします。

本案について、提出者の説明を求めます。

2番松崎政利議員。

●松崎議員 意見書案第11号。

提出者、豊頃町議会議員松崎政利。

賛成者、豊頃町議会議員森一彦、同上、大谷友則、同上、大崎英樹。

原油等価格高騰に伴う経済安定化への早期対策を求める意見書の提出について。

上記の議案を、別紙のとおり会議規則第14条の規定により提出します。

原油等価格高騰に伴う経済安定化への早期対策を求める意見書。

最近の異常な原油価格の高騰は、ガソリンなどの石油製品の大幅な値上げや原材料の高騰を招き、日本経済にさまざまな影響を及ぼしています。

十勝地域においても、灯油、ガソリン、軽油などの石油製品、鋼材、飼料、肥料など各種生産資材は異常な勢いで価格上昇を続けており、農業をはじめとする第一次産業の経営は窮地に追い込まれているといえます。

特に積雪寒冷の厳しい気象条件の下での生活を余儀なくされる地域住民にとって、灯油の安定的供給と価格安定は生活の根底に関わる重要な問題でもあります。

これらの状況は十勝地域の経済を支える農林水産業は勿論、中小企業の経営に極めて暗い影を落とすとともに、既に深刻な影響が生じております。

つきましては、十勝地域の現状をご理解いただき、次の事項の早期実現について特段のご高配を賜りますよう強く要望いたします。

記。

1、農業生産資材の価格高騰対策の推進。

- (1) 高騰を続ける軽油、灯油、A重油、ガソリンや飼料、肥料及び今後大幅な値上げが予想されるビニールなどの被覆材、農機具、農薬など各種資材について、緊急に 価格抑制対策を講ずること。
- (2) 緊急なコスト上昇に対するセフティネット対策を確立するとともに、「水田・畑作経営所得安定対策」を早急に見直すこと。
- (3) 農畜産物の価格に燃料費などの上昇分を上乗せして販売するサーチャージ性の導入などを早急に確立するとともに、コスト上昇分をスムーズに価格転嫁できるよう、流通・加工業者をはじめ、卸・販売業者等に対する環境整備を進め、苦境にある国内農業の現状について、国民の理解を得られるよう、啓蒙宣伝活動を広範囲に展開すること。

2、漁業用燃料に係る漁業者の負担を軽減する直接的な補てん制度の創設及び水産業燃油高騰緊急対策事業の充実強化。

- (1) 漁業経営が今後も安定的に継続可能となるよう、漁業者の負担を軽減する直接的な補填制度を創設する。
- (2) 全国的に要望の多い水産業燃油高騰緊急対策事業における対象漁船の見直し等本事業の継続と充実強化を図ること。

3、林業生産・木材加工コストの上昇に対する支援策の推進。

- (1) 森林整備事業におけるコスト上昇に見合う補助査定単価の見直しと、これに伴う国費予算支援措置の創設及び森林所有者負担の軽減措置を講ずること。
- (2) 木材乾燥ボイラー燃料の木質バイオマスへの転換に対する支援措置の拡充を図ること。

4、家庭用灯油や産業用油種等の安定供給と価格安定策の推進。

- (1) 原油及び原材料の価格高騰に起因した石油製品、食料品、各種資材等の価格高騰により、道民生活や産業活動への負担増が深刻化している現状を踏まえ、原油高騰に対する国際的な協体制度の推進など抜本的な価格安定対策を早急に講ずること。
- (2) 積雪寒冷地である本道の生活において、灯油は生活必需品として欠かすことのできないものであることから、その安定供給に万全を期すこと。

また、国家石油備蓄について、今後需給逼迫による価格の急騰など、石油の供給が不足する事態が生ずる恐れがある場合には、備蓄石油を放出すること。

5、低所得者の安定した生活の確保。

- (1) 低所得の高齢者及び障がい者世帯等について、地域で安心して暮らし続けることができるよう、経済的な負担軽減のため、灯油購入費等の経費に対する支援措置を講ずること。

(2) 生活保護法による冬季薪炭費特別基準について、灯油小売価格急騰の実態に即して増額を図ること。

6、児童福祉施設、老人福祉施設等における安心な生活の場の確保。

(1) 児童福祉施設等に対する措置費や運営費補助金を、原油及び原材料高騰の実態に即して引き上げるなど、必要な措置を講ずること。

(2) 老人福祉施設等に対する冬季加算や採暖費等を使用の実態に即して引き上げるなど、必要な措置を講ずること。

7、建設業・中小企業の経営安定化対策。

(1) 建設業・中小企業の経営安定のため、中小企業金融に係る制度の充実を図るとともに、中小企業に対する石油代替エネルギー等の導入促進、建設業・中小企業における原油及び原材料の価格高騰に伴う製品・サービスの価格への転嫁が進むよう所要の対策を講ずること。

8、石油代替エネルギーの普及促進。

(1) バイオマス由来の新燃料普及のための技術開発・実証プラントの整備や、木質バイオマス生産者に対する支援（原料確保費用の助成等）、天然ガスや新エネルギーの開発・導入のための支援など、石油代替エネルギーの普及を促進するほか、地域における省エネルギーなどの取組に対する支援を拡充すること。

9、地方公共団体の追加的な財政需要への支援。

(1) 積雪寒冷地である十勝地域においては、燃料費の増嵩による福祉灯油事業など自治体の自主的な取り組みに対する経費や公共施設等の燃料費増嵩に対する経費は、厳しい財政状況を更に圧迫するものであるから、これらの負担軽減のため、所要の財政措置を講ずること。

(2) 鋼材価格の高騰に対し、自治体の追加支出を抑制するため、公立学校施設整備費国庫負担事業に係る国庫補助単価を引き上げること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

提出先、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、財務大臣、農林水産大臣、経済産業大臣、消費者行政推進担当大臣、経済財政担当大臣。

●小野木議長 これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

(なし)

●小野木議長 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(なし)

●小野木議長 討論なしと認めます。

これから、意見書案第11号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なし)

●小野木議長 異議なしと認めます。

したがって、意見書案第11号は、原案のとおり可決されました。

◎ 意見書案第12号

●小野木議長 日程第10 意見書案第12号 国が直接事業を行う国営土地改良事業制度の存続に対する意見書の提出についてを議題とします。

本案について、提出者の説明を求めます。

2番松崎政利議員。

●松崎議員 意見書案第12号。

提出者、豊頃町議会議員松崎政利。

賛成者、豊頃町議会議員森一彦、同上、大谷友則、同上、大崎英樹。

国が直接事業を行う国営土地改良事業制度の存続に対する意見書の提出について。

上記の議案を、別紙のとおり会議規則第14条の規定により提出します。

国が直接事業を行う国営土地改良事業制度の存続に対する意見書。

豊頃町は十勝川とその支流沿いに広がる肥沃な土地に恵まれ、畑作と酪農が調和した農業を基幹産業として発展してきた。

豆類、小麦、てんさい、馬鈴薯などを中心とする畑作と、酪農及び肉用牛の飼育等、良質・安全・安心な食材の生産に努めている。

しかしながら、農業を取り巻く情勢は対外的にはWTO農業交渉をはじめ、オーストラリアとのFTA・EPA交渉はまったく予断の許されない状況であり、地域的には農家戸数の減少、高齢化、経営規模拡大などにより労働力不足が徐々に顕著化している。このため、豊頃町農業を維持発展させ次世代に引き継ぐためには、コントラクターの活用、担い手の確保など、地域農業の体制を整えるとともに農業生産力向上のため農地等の基盤整備を進める必要がある。

このような中、地方分権改革推進委員会では国と地方の役割分担の見直しが論議されており、その中で国営農業農村整備事業についても地方への業務移管が議論されているところである。地域の多様性を活かし、地域自らが率先し行政を担っていくことは重要なことであるが、激動する国際農業情勢、国民の食の安全・安心への関心が非常に高いことを考えると国民的立場からの慎重な検討が望まれる。

現在、食料貿易交渉も含む国際的な経済情勢や気象条件が厳しく変動しており、海外からの食料輸入の不安定化、輸入食品に対する信頼性が低迷している状況にあるが、国民に安全・安心な食料を安定的に供給すること及びその条件を整えることは国の責務と考える。北海道はわが国の25%の農地を有し、都市部等への安定的な食料供給能力を有しているが、今後も国民の食に対する安全・安心を確保しつつ、この能力を維持していくためには、国の関与は必要不可欠であり、国はその責務を果たす必要がある。そのためには、国民への食料供給に大きな影響を与える大規模な農業生産基盤の整備については、国際情勢を踏まえつつ長期的、全国的視点を持ち得る国が、責任を持って担うべきである。

以上の点を踏まえ、下記のとおり強く要望するものである。

記。

- 1、我が国の食料供給の基盤となる農地等の農業生産基盤の整備について、国民への食料供給に大きな影響を与える大規模な事業は、自治体の枠組みにとらわれず、国直轄で行うこと。
- 2、これまで整備された基幹的な農業生産基盤の維持・更新について、国は、全国的、長期的視点を持って、その適時適正な取組みに積極的に関与していくこと。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

提出先、内閣総理大臣、総務大臣、財務大臣、農林水産大臣、北海道知事、内閣府地方分権改革推進委員会。

- 小野木議長 これから質疑を行います。  
質疑はありませんか。

(なし)

- 小野木議長 質疑なしと認めます。  
これから討論を行います。  
討論はありませんか。

(なし)

- 小野木議長 討論なしと認めます。  
これから、意見書案第12号を採決します。  
お諮りします。  
本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なし)

- 小野木議長 異議なしと認めます。  
したがって、意見書案第12号は、原案のとおり可決されました。

#### ◎ 意見書案第13号

- 小野木議長 日程第11 意見書案第13号 社会福祉法人が経営する福祉施設の安定経営実現を求める意見書の提出についてを議題とします。

本案について、提出者の説明を求めます。

2番松崎政利議員。

- 松崎議員 意見書案第13号。

提出者、豊頃町議会議員松崎政利。

賛成者、豊頃町議会議員森一彦、同上、大谷友則、同上、大崎英樹。

社会福祉法人が経営する福祉施設の安定経営実現を求める意見書の提出について。

上記の議案を、別紙のとおり会議規則第14条の規定により提出します。

社会福祉法人が経営する福祉施設の安定経営実現を求める意見書。

福祉の構造改革が始まってはや8年を迎え、この間、福祉施設経営にあっては、福祉の自主経営が問われる一方、利用者優先、経営の採算性、経営責任などについて、マスコミの中でも連日のように取りざたされ、経営者にとっては、あらためて責任の重大さを再認識させられている状況である。加えて、国の公的支援投入の減少、社会福祉法人制度の複雑化、人材確保の困難性等、周辺環境は著しく変貌を遂げており、経営者の舵取りの重要性がますます高まってきている。こうした社会経済の大きな変革期のなかにあって、民間事業者には経営の自主性が求められ、また、民間企業の福祉への参入により、民間事業者同士の競争はもとより、民間企業との差別化を行い、特色ある福祉法人経営など存在のあり方が問われつつあるといえる。

このため、十勝管内の社会福祉法人で組織する十勝社会福祉法人経営者懇談会では、営利企業では本質的に行うことが難しい事業、すなわち公益性を有する事業として、「支払い能力が低い者を排除しない低所得者対策」「労力、コストのかかる対象者を排除しない重度化対応」「制度外のニーズに対応する地域貢献、地域還元」などに積極的

に取り組んでいるところである。

戦後、わが国の社会福祉の中核を担ってきた各社会福祉法人がこのような環境変化に対応しつつ、国民、利用者から信頼される社会福祉法人として更なる発展を目指し、管内24法人で構成する同会に「福祉環境分析懇話会」を設置し、スムーズな法人経営、施設運営、並びに健全・安定経営を維持するために必要な課題、問題点を浮き彫りにするためさまざまな議論を通し、分析を行なったところです。

つきましては、こうした社会福祉法人のおかれている立場、状況をご理解いただき、福祉施設の安定経営実現を求めため、下記事項について要請するものであります。記。

1、介護、福祉事業者に対する介護報酬の引き上げ。

- (1) 介護、福祉従事者の身分保障と労働にふさわしい報酬が確保可能な介護報酬の引き上げを行うこと。
- (2) 人員配置基準を抜本的に見直し、実態に即した配置基準に改善すること。
- (3) 報酬の引き上げが利用者負担の増加につながらない仕組みをつくること。
- (4) 福祉人材の確保に、国及び地方自治体が責任を持って取り組むこと。
- (5) サービスコストの急騰に対する緊急の措置を講ずること。
- (6) 法体系の多重構造を簡素化、効率化すること。

2、介護保険事業に関する事項。

- (1) 介護職員による胃瘻や鼻腔チューブからの栄養・水分補給及び吸引行為等の「医療行為」としての措置を緩和すること。
- (2) 重度化対応加算における看護師配置要件を見直すこと。
- (3) 指定介護予防通所介護事業の報酬を見直すこと。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

提出先、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、厚生労働大臣、財務大臣、総務大臣。

●小野木議長 これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

(なし)

●小野木議長 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(なし)

●小野木議長 討論なしと認めます。

これから、意見書案第13号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なし)

●小野木議長 異議なしと認めます。

したがって、意見書案第13号は、原案のとおり可決されました。

◎ 意見書案第14号

●小野木議長 日程第12 意見書案第14号 JR不採用問題の早期解決を求め

る意見書の提出についてを議題とします。

本案について、提出者の説明を求めます。

2番松崎政利議員。

●松崎議員 意見書案第14号。

提出者、豊頃町議会議員松崎政利。

賛成者、豊頃町議会議員森一彦、同上、大谷友則、同上、大崎英樹。

JR不採用問題の早期解決を求める意見書の提出について。

上記の議案を、別紙のとおり会議規則第14条の規定により提出します。

JR不採用問題の早期解決を求める意見書。

国鉄が分割民営化されJR各社に移行され、「国鉄改革20年」の歳月を経て、今なおJR不採用問題が解決していないことは誠に憂慮すべき事態であります。

この間、平成11年5月、自民・民主・公明・社民・共産・自由の参議院各派代表がそろって政府に「早期解決」を要請し、政府も努力する意向を表明した経緯があります。平成15年12月、最高裁判決は「国鉄が採用候補者名簿の作成に当り不当労働行為を行った場合には、国鉄もしくは国鉄の法的地位を引き継いだ精算事業団は使用者責任を免れない」との判断を示し、一昨年9月15日、東京地裁判決は「採用に当たって不当労働行為があった」ことを認めています。

国鉄改革法案では「差別があってはならない」という参議院付帯決議、当時の中曽根総理大臣は「一人も路頭に迷わせない」、橋本運輸大臣は「組合所属によって差別があってはならない」との国会答弁もあります。

さらに、昨年11月15日、ILO（国際労働機関）は日本政府に対して、「特に東京地裁の2005年9月15日付けの判決に留意する。」「満足する解決に到達させる観点から、ILO援助の受入を真剣に検討するよう要請する」と7度目の報告（勧告）が出されています。この20年の中で問題解決を見ることなく42名が他界し、家族を含め苦しみにあえいでいる状況を鑑みるときに、人道的見地からも一刻も早い解決が望まれるところであります。

よって、国においては、問題解決に向けて関係者との話し合いを早期に開始するよう強く要望します。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。

提出先、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、総務大臣、厚生労働大臣、国土交通大臣。

●小野木議長 これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

(なし)

●小野木議長 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(なし)

●小野木議長 討論なしと認めます。

これから、意見書案第14号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なし)

- 小野木議長 異議なしと認めます。  
したがって、意見書案第14号は、原案のとおり可決されました。

◎ 議員の派遣

- 小野木議長 日程第13 議員派遣の件を議題とします。  
議員派遣については、お手元に配布のとおりです。  
職員に文書を朗読させます。  
佐藤事務局長。
- 佐藤事務局長 議員派遣の件。  
次のとおり、議員を派遣するものとする。  
記。
  - 1、十勝町村議会議長会主催議員研修会。  
目的：議会の活性化に資するため。  
派遣期日：平成20年10月9日(木)。  
派遣場所：芽室町。  
派遣議員：全議員。
  - 2、札幌豊頃会。  
目的：会員との交流及び親善のため。  
派遣期日：平成20年10月24日(金)から同月25日(土)。  
派遣場所：札幌市。  
派遣議員：小野木英毅議長。
  - 3、東京豊頃会。  
目的：会員との交流及び親善のため。  
派遣期日：平成20年11月8日(土)から同月9日(日)。  
派遣場所：東京都。  
派遣議員：長谷川勝夫議員。

- 小野木議長 お諮りします。  
ただいま、事務局長が朗読しましたとおり、それぞれ議員を派遣したいと思います。  
ご異議ありませんか。

(異議なし)

- 小野木議長 異議なしと認めます。  
したがって、議員の派遣については、ただいま事務局長が朗読しましたとおり、それぞれ議員を派遣することに決定しました。

◎ 委員会の閉会中の所掌及び所管事務調査の申し出

- 小野木議長 日程第14 委員会の閉会中の所掌及び所管事務調査の申し出の件を議題とします。  
議会運営委員会、総務文教常任委員会及び産業厚生常任委員会の各委員長から、会議規則第75条の規定によって、お手元に配布しました申し出書のとおり、閉会中の所掌及び所管事務調査の申し出がありました。

お諮りします。

各委員長からの申し出のとおり、閉会中の所掌及び所管事務調査とすることにご異議ありませんか。

(異議なし)

- 小野木議長 異議なしと認めます。

したがって、各委員長からの申し出のとおり、閉会中の所掌及び所管事務調査とすることに決定しました。

◎ 会期中の閉会

- 小野木議長 日程第15 会期中の閉会の件を議題とします。

お諮りします。

本定例会の会議に付された事件は、すべて終了しました。

したがって、会議規則第7条の規定によって、本日で閉会したいと思います。

ご異議ありませんか。

(異議なし)

- 小野木議長 異議なしと認めます。

したがって、本定例会は、本日で閉会することに決定しました。

◎ 閉議宣告

- 小野木議長 これで本日の会議を閉じます。

◎ 閉会宣告

- 小野木議長 これをもって、平成20年第3回豊頃町議会定例会を閉会します。

午後 2時14分 散会

上記会議の次第は、議会事務局長 佐藤 潤 の記載したものであるが、その内容の正確であることを証するため、ここに署名する。

議 長

署 名 議 員

署 名 議 員